

浜松市津波防災地域づくり推進計画

平成26年4月 策定
令和8年3月 一部改訂



浜松市

はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、死者・行方不明が合わせて、およそ 1 万 8,000 人となり、そのほとんどが津波によるもので、我々にとっても本当に大きな衝撃でした。本市も被災地と同じく長い海岸線を有し、また、大きな地震が想定される地域で、他人事ではないと痛感しています。

平成 25 年 6 月には静岡県から第 4 次地震被害想定が発表され、本市でも、津波により最大 1 万 6,000 人もの犠牲者が想定されました。今、津波対策は本市にとって喫緊の最重要課題と言っても過言ではありません。

そうした中、本市では、これまで津波避難ビルの指定、あるいは津波避難マウンド、タワーなどの避難施設の整備を行うとともに、静岡県では、篤志家から多額の寄附をいただき、17.5km にわたる海岸線に防潮堤を整備する計画が進められています。そして、いよいよ平成 26 年度から本格施工がスタートします。

このようなことから、本市では全国に先駆け、津波災害から市民の生命・財産及び産業基盤を守り、安心して暮らすことができる魅力あるまちについて、学識経験者、住民代表などによる「浜松市津波防災地域づくり推進協議会」を設置し、長期間にわたり本市の津波対策について議論していただき「浜松市津波防災地域づくり推進計画」を策定いたしました。

今後、市民の自助、地域の共助、そして公助の連携により、オール浜松体制で将来につながる津波対策を推進してまいりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

平成 26 年 4 月

浜松市長 鈴木 康友

～ 本計画の全体構成 ～

第1章

計画の理念・目的・位置付け等

津波防災地域づくりに関する法律

津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針
(津波防災地域づくりに関する法律第3条第1項)

上位・関連計画
(浜松市総合計画・地域防災計画など)

計画の理念

～津波に強い魅力あるまち・はままつ～

自助・共助と公助の連携により、津波災害から市民の生命・財産及び産業基盤を守り、安心して暮らすことができる魅力あるまちを目指す

計画の期間の考え方
対象とする地震・津波

推進施策
(アクション) 第7章

基本方針 1-1 関連施策
◆浜松市沿岸域防潮堤の整備
◆津波到達までに閉鎖可能な津波対策施設(樋門)の整備 など

基本方針 1-2 関連施策
◆災害時における津波危険度及び避難行動の理解の促進
◆津波避難訓練の拡充・強化(社会福祉施設)
◆災害時情報伝達の強化・促進(障害がある人)
◆津波監視カメラの整備 など

基本方針 1-3 関連施策
◆市民・事業者等による津波避難施設整備の補助制度の推進
◆避難経路沿ブロック塀の除去の促進 など

基本方針 2-1 関連施策
◆代替拠点施設の位置付け・確保
◆非常用発電機などの電気設備の耐浪性強化(嵩上げや上層階への移設、燃料備蓄など) など

基本方針 2-2 関連施策
◆下水道マンホール浮上防止対策 など

基本方針 2-3 関連施策
◆地震・津波対策BCP(全庁版・施設管理者版)の策定 など

基本方針 3-1 関連施策
◆災害廃棄物の処理体制の見直しなど

基本方針 3-2 関連施策
◆排水機場施設の耐浪化・耐水化など

基本方針 3-3 関連施策
◆商工業の再建支援策策定の推進など

第8章

津波防災地域づくり地区カルテ

津波浸水想定を踏まえた地区の課題や対策の進捗などに関する情報提供

第9章

施策の進捗管理と更新

整備率・施策実施率・数値指標(成果指標)による施策の進捗管理

第2章

浜松市の地域特性・新たな被害想定

浜松市の地域特性

レベル2の地震・津波
(静岡県第4次地震被害想定)
発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波

推進計画区域(レベル2津波浸水想定区域+安政東海地震の推定津波浸水域)

第4章

土地利用の考え方

第5章

警戒避難体制の考え方

第6章

計画の目標と基本方針

津波対策の6つの視点

防災教育

知らせる

逃げる

防ぐ

回避する

早期復旧

津波防災地域づくりの3つの目標

1 みんなで取り組み、津波から命を守る

2 津波に対して初動・応急期の行政機能を維持・継続する

3 津波被災からの市民生活の早期再建、産業の維持・継続と発展的復興を可能とする

津波防災地域づくりの9つの基本方針

- 1-1 津波浸水を低減・回避する
- 1-2 自ら身を守り、早期の避難行動がとれるよう自助・共助の取り組みを促進する
- 1-3 安全に避難する
- 2-1 災害対応の核となる防災拠点施設(区本部などの庁舎施設、消防署、災害拠点病院、外部支援受入拠点、避難所など)の機能を確保する
- 2-2 防災拠点間をネットワーク化する重要幹線(道路)の機能を確保する
- 2-3 災害対応業務の実施体制の強化
- 3-1 生活再建や復旧・復興活動の拠点(オープンスペース)を確保する
- 3-2 生活基盤を早期に復旧する
- 3-3 産業(商工業・農業・水産業)を早期に復旧・再建する

これまでの津波対策の取り組み

「知らせる」「逃げる」「防ぐ」を柱とした津波対策
(津波避難方法の検討、津波避難施設の整備方針の策定)

対策の見直し・強化

地域における津波防災上の課題

課題抽出の前提条件

地震による被災の想定
浜松市沿岸域防潮堤の整備
対応課題を想定した脆弱性分析

①地震による被害が発生し、家屋・外構の倒壊や家具の転倒により発災初期の円滑な津波避難が確保できないおそれがある

②津波浸水想定区域外への避難や津波避難施設への避難困難のおそれのある地域が存在する

③津波浸水のおそれのある災害時要援護者関連施設が存在する

④行政の応急活動拠点となる施設や津波浸水を解消する排水関連施設で津波浸水被害が発生し、災害対応に遅れが生じるおそれがある

⑤津波浸水により住宅・建築物が倒壊・流出し、早期の生活再建が困難となるおそれがある

⑥津波浸水により、事業所の営業停止や農業被害が発生し、産業の維持・継続が困難となるおそれがある

⑦津波浸水に伴う災害廃棄物等が大量に発生し、早期の復旧・復興が困難となるおそれがある

第3章

序章

目次

はじめに

本計画の全体構成

序章	これまでの津波対策の取組み	1
	東日本大震災以降の津波対策の検討経緯（平成23年度～25年度）	1
第1章	本計画策定の目的と理念	5
1-1	計画の目的と理念	5
1-2	計画実施による減災効果	6
1-3	計画の位置付け等	6
第2章	浜松市の地域特性・新たな被害想定	12
2-1	本市の都市構造の特性について	12
2-2	計画の前提となるレベル2の地震・津波被害（静岡県第4次地震被害想定）	15
第3章	地域における津波防災上の課題	19
3-1	地域の脆弱性分析における基本的な考え方	19
3-2	脆弱性分析手法と分析結果	22
3-3	脆弱性分析に基づく津波防災に関する今後の取組課題	29
第4章	土地利用の考え方	33
第5章	警戒避難体制の考え方	34
第6章	計画の目標と基本方針	35
6-1	計画の目標	35
6-2	津波防災地域づくりの基本方針	37
6-3	基本方針に基づく施策体系	38
第7章	津波防災地域づくりの推進施策（アクション）	47
7-1	対象区域の考え方	47
7-2	推進施策（アクション）	48
第8章	津波防災地域づくり地区カルテ	47
第9章	施策の進捗管理と更新	71
9-1	定期的な施策の進捗管理	71
9-2	計画の更新体制	71

[巻末資料]

- ・ 策定経緯
- ・ 浜松市津波防災地域づくり推進協議会委員名簿（平成25年9月1日～平成26年3月31日）
- ・ 計画の沿革

序章 これまでの津波対策の取組み

東日本大震災以降の津波対策の検討経緯（平成 23 年度～25 年度）

本市では、東日本大震災以降、市内の関係所管課によるプロジェクト会議や浜松市津波対策委員会を立上げ、津波による人的被害を最小限にすることを目的に、現行の津波対策の総点検を行い、津波避難方法や津波避難施設の整備などについて、短期・中長期的な対策を検討してきた。

表 1 これまでの検討経緯

項目	時期	主な検討内容
浜松市津波対策プロジェクト会議（計2回）	H23.4 H23.7	□津波対策を短期的な対策と中長期的な対策に整理 □短期対策として津波避難施設（候補）の調査、津波避難方法などの検討 など
仙台平野津波痕跡調査	H23.6	□仙台平野沿岸部（仙台市宮城野区～岩沼市）を対象に浜松市、磐田市、袋井市及び湖西市の合同チームで津波痕跡調査を実施
浜松市津波対策委員会（計3回）	H23.10～ H24.3	□過去の本市周辺の津波被害等を踏まえた津波特性の検討 □津波避難方法の検討、津波避難施設の整備方針 □市独自の簡易津波浸水解析（M8.7 M8.9 M9.0）の実施 など
津波避難施設整備箇所の公表	H24.5 H24.9	□浜松市津波対策委員会の整備方針に基づき津波避難マウンド2ヶ所（南区：旧五島小、浜松まつり会館隣）、タワー7ヶ所（西区：舞阪町5箇所、南区：法枝町、三新町）の整備箇所の公表
浜松市沿岸域の防潮堤等の整備	H24.6	□静岡県、浜松市、 ^{とくしか} 篤志家による三者合意 □遠州灘沿岸域17.5kmに防潮堤整備（県と市の連携）

（1）浜松市津波対策委員会による検討結果（平成 23 年 10 月～平成 24 年 3 月）

主な検討成果を以下に示す。

➤ 過去の本市周辺の津波被害を踏まえた被災特性の整理

明応地震、慶長地震、宝永地震、安政東海地震、東南海地震及び昭和南海地震について、古文書や研究論文などにより被害状況を整理した。

主に浜名湖周辺にて津波被害の記述があり、津波の高さの最大値は、舞阪において概ね 10m（安政東海地震）で、奥浜名湖の細江において津波の高さの最高値は 6 m（宝永地震）であった。

➤ 「知らせる」「逃げる」「防ぐ」を 3 本柱とした津波対策

短期的な対策と中長期的な対策に分け、特に「知らせる」、「逃げる」対策を推進してきた。

➤ 津波避難方法（知らせる、逃げる）

地震や津波の正しい知識をもとに、大声での声かけと、率先して避難することを強くすすめる、これを津波避難訓練で身に付けることを提言した。また、避難手段の一つとして自動車を使った避難方法も検討した。

➤ 津波避難施設の整備方針（逃げる）

津波避難ビル^{※1}の配置といくつかのモデルによる津波浸水想定区域を踏まえて、人口密集地や津波避難施設^{※2}の空白部を対象に、安政東海地震の推定津波浸水域及び海岸・河川に近い箇所などに津波避難施設を整備することを提言した。

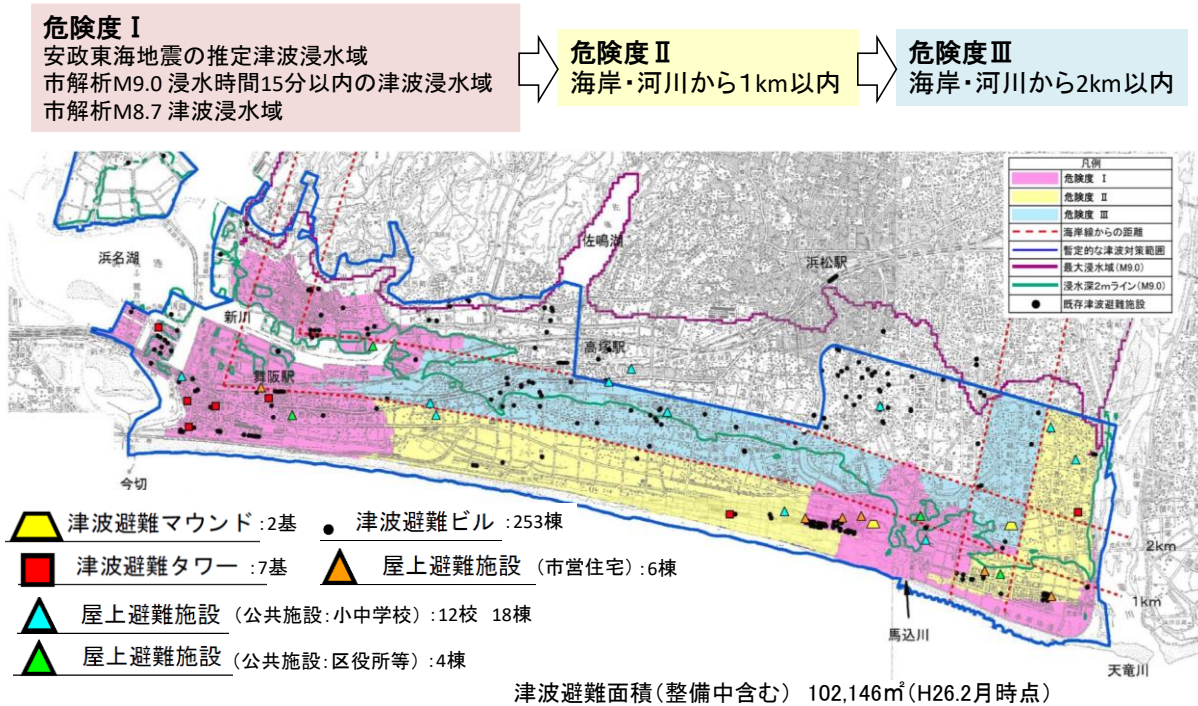


図1 津波避難施設の整備方針（浜松市津波対策委員会検討）

※1 津波避難ビル：津波が発生したとき、又は、発生のおそれがあるときに市民などが津波から避難できるよう民間ビルなどの一部を一時的に避難場所として使用することを市と所有者、管理者とが協定を結んだ建物。津波避難ビルは、家屋を失った被災者が一時的に生活する避難所とは異なる。
 ※2 津波避難施設：小中学校や区役所などの公共施設屋上、津波避難ビル、津波避難マウンド、津波避難タワーなどの避難スペースを指す。

表2 これまでの取組（平成23年度～25年度）（1/2）

項目		目的	平成23年度	平成24年度	平成25年度
津波を知らせる対策	屋外放送設備（同報無線）の整備	既設屋外放送施設に加え、津波が襲来するおそれのある沿岸地域に対して、同報無線の放送範囲の拡大を行う	屋外放送施設8基増設	屋外放送施設9基増設	地域要望等により検討
	緊急情報放送（FM Haro!）	FM Haro!から、津波警報等の情報を提供する	緊急情報放送は運用中	緊急警戒放送の研究	
	携帯電話メールの活用	携帯電話メールを活用して津波の警報及び避難勧告等の情報を迅速に提供する	12月1日docomo緊急速報メール ^{※3} 導入	au、softbank緊急速報メール導入	運用中
	標識（避難地・避難地案内・標高）の設置	津波避難標識を充実させ、津波避難の目安や避難施設を周知する	標識の新設・付替 海拔標識971箇所 津波避難ビル59枚 津波警告標識5箇所	標識の新設・付替 海拔標識1137箇所 津波避難ビル67箇所	標識の新設・付替 海拔標識57箇所 津波避難ビル1箇所
津波から逃げる対策	津波避難ビルの指定	遠州灘沿岸部は高台が少ないため、公共・民間施設を津波避難ビルとして指定する	12月1日 津波避難ビル指定 年度末215棟	33棟追加 合計248棟	5棟追加 合計253棟
	津波避難施設の整備（公共施設屋上避難施設）		屋上避難施設設置 小中学校8校 (10棟)	屋上避難施設設置 小中学校6校（8棟） 西・南区役所2棟 市営住宅6棟 公共施設2棟	—
	津波避難施設の整備（避難マウンド・タワー）	遠州灘沿岸部は高台や高い建物が少ないため、公共施設により多くの人が避難できるように施設を整備する	施設の検討	津波避難施設調査 マウンド2箇所 タワー5箇所	タワー2箇所
	津波避難施設の整備（飛散防止フィルム）		小中学校9校 (3, 4階)	小中学校4校 (3, 4階)	—
	津波避難施設等整備費補助金	民間事業者等による地域住民の避難を含めた津波避難施設等整備の補助	—	1件 10月1日補助金を創設 補助金は事業費の3分の2上限額 タワー・マウンド2,000万円 屋上避難施設1,000万円 避難路整備300万円	1件
	自治会集会所整備事業費補助の制度改正	津波避難ビル機能を持つ自治会集会所の新築補助等	—	補助金上限額の引き上げ 補助金は事業費の2分の1 上限額2,400万円	0件

※3 緊急速報メール：携帯電話会社による携帯電話利用者向けの災害・避難情報伝達手段で、携帯電話基地局エリアの範囲内に滞在する緊急速報メール受信機能を持つ携帯電話端末に情報を配信するシステム

表2 これまでの取組（平成23年度～25年度）（2/2）

項目		目的	平成23年度	平成24年度	平成25年度
津波から逃げる対策	市街化調整区域※4の開発許可の運用の見直し	市街化調整区域における津波避難施設を設けた建築物の立地について、取り扱い基準を定め円滑な運用を図る	開発審査会付議暫定基準を策定、H24施行	2件承認 1件取下げ	1件承認
	市民の津波避難方法	東日本大震災を教訓に短時間で襲来する津波に対し、市民が直ちに率先して避難する方法や避難する知識を検討し、市民に広報する	市民に分かりやすい津波避難方法のパンフレット作成・配布	区版避難行動計画策定、全戸配布	区版避難行動計画の周知・啓発
	学校教育における津波対策	東日本大震災を教訓に、日頃の訓練を積み上げ機敏な行動をとることはもちろん、臨機応変な避難行動が取れるように教育する	津波対応マニュアルに基づく避難訓練の実施と、マニュアルの検証及び改訂	教科学習及び特別活動における防災教育の充実 「学校・幼稚園の防災対策基準（改訂版）」「津波対応マニュアル暫定版」の検証と改訂 「防災教育推進のための連絡会議」の運営見直し	運用中
	避難路の落橋防止対策	津波避難経路に存在する橋梁の落下防止対策を行う	橋梁耐震調査741橋	対策重点箇所調査57橋	対策工事28橋
津波を防ぐ対策	河川堤防・水門・樋門等の整備	ハード対策として、防潮堤、水門等を新設する	河川堤防高等を明示した基礎調査図作成	国・県への要望（河川堤防・防潮堤の整備）	静岡県防潮堤試験施工0.8km
その他	地域防災計画（津波対策編）策定	国・県の南海トラフ巨大地震の津波被害想定を踏まえた地域防災計画を策定する	3月7日防災会議地域防災計画に津波の記述を追加	—	第4次地震被害想定に基づき抜本的に修正する
	津波被害想定の見直し	国・県の南海トラフ巨大地震の津波被害想定を踏まえて本市の津波被害想定を見直す	暫定的な津波対策範囲（海岸から概ね2kmの範囲）	暫定的な津波対策範囲	第4次地震被害想定に基づく津波浸水想定
	津波対策事業基金	市民や企業の皆様などからいただいた寄附を基に、防潮堤や津波避難施設などの整備を進める	—	9月25日基金の創設	677件申込 約3億9千万円 H26年3月7日時点

※4 市街化調整区域：都市計画により定められた都市計画区域の区分で、市街化を抑制すべき区域

第1章 本計画策定の目的と理念

1-1 計画の目的と理念

本計画は、東日本大震災の教訓を踏まえ平成23年12月に成立した「津波防災地域づくりに関する法律^{※5}（以下「津波法」という。）」を背景に、国が示した「津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針」に基づき、津波から市民の生命、財産及び産業基盤を守り、安心して暮らすことのできる魅力あるまちを目指すため、ハード・ソフト施策を組み合わせた津波防災地域づくりの総合ビジョンを示す計画である。

本計画は、津波災害を対象とした計画であり、計画に位置付けた施策については、行政だけでなく市民などとビジョンを共有しながら、自助・共助と公助^{※6}の連携により、将来にわたって取組みを継続していくものである。

本計画の理念を以下に掲げ、津波災害に強いまちを実現する。



図1-1 いのちを守る津波地域づくりのイメージ

出典：「津波防災地域づくりに関する法律について 地方公共団体等説明資料 平成24年3月 国土交通省」より一部加筆

※5 津波防災地域づくりに関する法律：この法律は、津波による災害を防止し、又は軽減する効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域の整備、利用及び保全（以下「津波防災地域づくり」という。）を総合的に推進することにより、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図るため、国土交通大臣による基本指針の策定、市町村による推進計画の作成、推進計画区域における特別の措置及び一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画に関する事項について定めるとともに、津波防護施設の管理、津波災害警戒区域における警戒避難体制の整備並びに津波災害特別警戒区域における一定の開発行為及び建築物の建築等の制限に関する措置等について定め、もって公共の福祉の確保及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とするものである。

※6 自助・共助と公助：災害への備えや災害対応を考える上で、「自助」、「共助」、「公助」という考え方があり、「自助」は、自ら（家族も含む）の命は自らが守ること、または備えること。「共助」とは、近隣が互いに助け合って地域を守ること、または備えること。「公助」とは、災害時に国、地方公共団体、警察、消防などが応急・復旧対策活動を実施すること、または平時の防災対策に関する公的支援のこと。東日本大震災の教訓を踏まえ、津波防災地域づくりにおいては、公助（行政）に頼るのみではなく、自助・共助の連携により減災に努めることが重要である。

1-2 計画実施による減災効果

計画に位置付けた津波防災地域づくりに係るハード・ソフト施策を推進することで、津波浸水のおそれのある沿岸部の津波浸水リスクの低減や津波避難を円滑にする効果、さらに沿岸部の被災規模が低減され、生活・産業の早期復旧・復興が可能となることで全市的に減災効果をもたらす。

施策による減災効果を最大限に発揮するためには、市民はもちろん、市内に立地する各事業所なども産業被害の低減に努め、連鎖倒産を防止するなど、自助・共助の取組みが極めて重要である。

1-3 計画の位置付け等

(1) 計画の位置付け

津波法において、市町村は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえて、津波防災地域づくりを総合的に推進することを目的に本計画を作成することができるとされている。

本計画は、図1-2に示すとおり、上位計画としての県・市の地域防災計画^{※7}、静岡県地震・津波対策アクションプログラム^{※8}、市の都市計画マスタープラン^{※9}、市の国土強靱化地域計画^{※10}及び既往の防災関連事業における施策と連携を図り、また、中部圏地震防災基本戦略^{※11}などの国・県の関連計画と整合を図る。

さらに、本計画に定める施策は、今後、静岡県が指定する津波災害警戒区域や津波災害特別警戒区域と整合を図りながら、効果的な運用を図る。

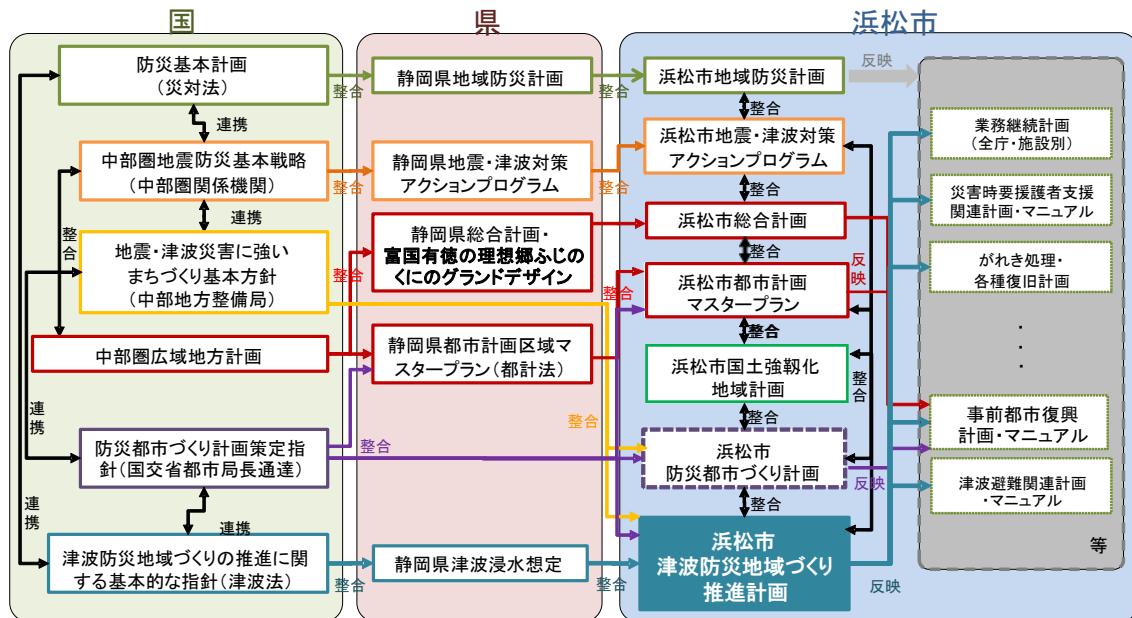


図1-2 本計画と関連計画の関係

- ※7 地域防災計画：災害対策基本法（第40条）に基づき、各地方自治体（都道府県や市町村）の長が、それぞれの防災会議に諮り、防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画
- ※8 地震・津波対策アクションプログラム：県、県民、事業所、市町などが実施主体となる減災を達成するための個別アクションについて、具体的な取組み及び達成すべき数値目標、達成時期を定めた計画（計画期間：平成25年度から令和4年度までの10年間及び令和5年度から令和14年度までの10年間）
- ※9 都市計画マスタープラン：長期的な見通しをもって総合的・一体的なまちづくりを進めていくための都市計画法第18条の2に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、浜松市の目指すべき将来都市像を定めた上で、その実現に向けたまちづくりについての考え方を示した計画
- ※10 市総合計画が目指す本市の将来像を踏まえ、国土強靱化の観点から、大規模自然災害が発生しても致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を併せ持つ「強靱な浜松」のまちをつくるための施策を、総合的・計画的に推進する指針として策定した計画。
- ※11 中部圏地震防災基本戦略：南海トラフ巨大地震などに対して、中部圏の実情や課題を踏まえつつ、国や地方公共団体などの関係機関が一体となって総合的かつ広域的視点から重点的・戦略的に取組むべき事項を示した計画

(2) 津波防災地域づくり推進協議会による検討

津波法第4章第11条において、「推進計画を作成しようとする市町村は、推進計画の作成に関する協議及び推進計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会を組織することができる」とされている。

本市では計画策定にあたり、平成25年9月に学識経験者、住民代表、国・県の関係機関及び庁内関係部局からなる協議会を設置し、科学的・専門的知見から本市における津波防災上の課題を評価し、今後の津波対策の方針と具体的施策の検討を行った（協議会は全4回実施）。

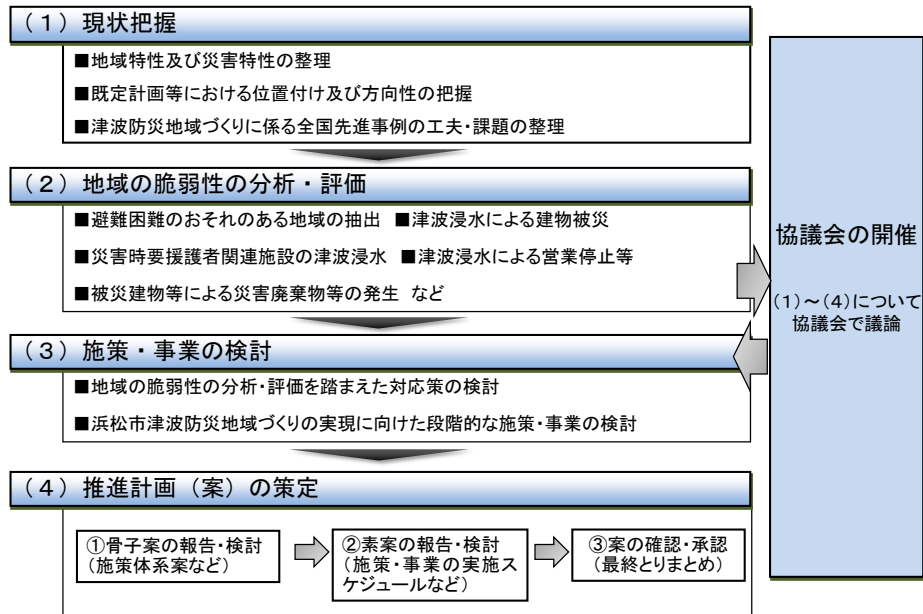


図1-3 協議会による検討を踏まえた計画の策定の流れ

(3) 本計画における期間の考え方

津波防災地域づくりは、庁内の関係所管課だけでなく国・県などの関係機関や市民と連携して、津波避難の円滑化などを目的としたソフト施策と、堤防や建物の強化など津波による浸水被害を低減・回避する中長期的なハード施策を柔軟に組み合わせて対応する。

そのため、浜松市総合計画^{※11}の期間を勘案して、30年程度とし、各施策を立案した。

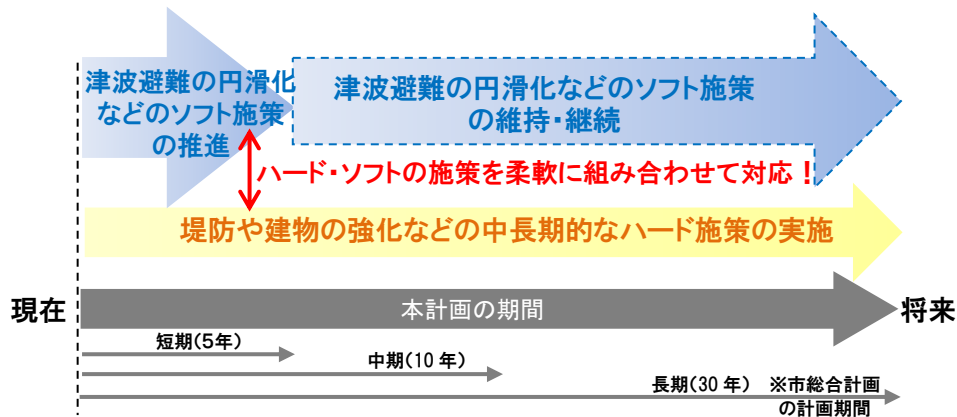


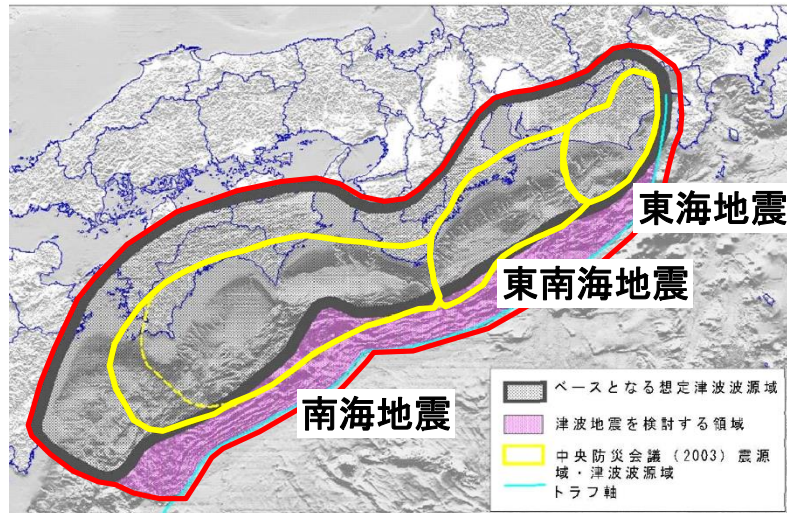
図1-4 計画期間のイメージ

※11 浜松市総合計画：都市の基本理念や将来像、その都市像を実現するための政策の方向性を示した計画であり、全ての市町村で策定されている。一般的には、基本構想、基本計画、実施計画の3階層で構成されているが、本市においては、基本計画を「都市経営戦略」、実施計画を「戦略計画」とし、限られた行財政資源の効果的かつ効率的な運用に努めている。また、多くの市民の参画による協働型の都市経営を目指しており、総合計画策定のためのワークショップの開催をはじめ、評価においても市民参画の機会を設けている。なお、平成23年8月の地方自治法の改正により、市町村に対する基本構想策定の義務付けがなくなったが、行政が行う事務事業は幅広い守備範囲がある中で、本市が進むべき方向を定め、市民と共有する未来の理想の姿を設定して市民ニーズを捉えた最適な資源配分の考え方を定めることは、今後も一層重要となるため、今後「新・総合計画」の策定を本市独自の判断で進める方針である。

(4) 本計画で対象とする地震・津波

静岡県は、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波と、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波の2つのレベルを対象に静岡県第4次地震被害想定^{※12}を公表した。

これを踏まえ、本計画で対象とする地震・津波は、静岡県第4次地震被害想定により示された「南海トラフ巨大地震を想定した最大クラス（レベル2）の地震・津波」とする。



区分	想定地震	備考
レベル1の地震・津波	東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 (マグニチュード8.0～8.7) 上図: 黄色	発生頻度が比較的高く（駿河・南海トラフでは約100～150年に1回）、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波
レベル2の地震・津波	南海トラフ巨大地震 (マグニチュード9.0程度) 上図: 灰色+ピンク	発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波

出典：内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」中間とりまとめ（平成23年12月27日）より抜粋

図1-5 静岡県第4次地震被害想定における2つの地震と本計画で対象とする地震・津波（レベル2）

※12 静岡県第4次地震被害想定：県内の市町村・住民などが今後の地震・津波対策の基礎資料として活用することを目的に、静岡県がレベル1及びレベル2の地震・津波で想定される人的・建物被害などの程度を定量・定性的な指標で示したもの

(5) 本計画区域について

本計画区域は、「第4次地震被害想定に基づく南海トラフ巨大地震（レベル2）の津波浸水想定区域（静岡県津波浸水想定^{※13}）」と、既往文献から浸水範囲が概ね把握できている「安政東海地震における推定津波浸水域」に基づき、第7章に示す各推進施策を実施する範囲を考慮し、現時点においては、以下のとおり定める。なお、自助・共助の連携が必要なものについては、2つの津波浸水域を含む地区単位で施策を実施する。

ただし、地震・津波についての新たな知見が明らかになった場合や、施策の実施に伴い新たに区域変更が必要となる場合においては、本計画区域を見直す場合がある。

[本計画区域]
 「第4次地震被害想定に基づく南海トラフ巨大地震（レベル2）の津波浸水想定区域」と
 「安政東海地震における推定津波浸水域」に該当する区域とする。



図1-6 本計画区域

※13 静岡県津波浸水想定：静岡県第4次地震被害想定（第一次報告）での想定津波浸水域図（レベル2の津波の最大浸水深図（重ね図）を基に作成した「津波浸水想定図」であり、最大クラスの津波が悪条件下で発生した場合に想定される浸水の区域及び水深を示している。津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりの基礎となるもの。

コラム ～津波防災地域づくりに関する法律の成立～

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震は、我が国の観測史上最大のマグニチュード 9.0 という巨大な地震と津波により、広域にわたって大規模な被害が発生するという未曾有の災害となった。以降、「災害には上限がない」こと、津波災害に対する備えの必要性を多くの国民があらためて認識し、最大規模の災害が発生した場合においても避難などにより「なんとしても人命を守る」という考え方で対策を講ずることの重要性、歴史と経験を後世に伝えて今後の津波対策に役立てることの重要性などが共有されつつある。

このような中、平成 23 年 6 月には津波対策に関する基本法ともいべき津波対策の推進に関する法律（平成 23 年法律第 77 号）が成立し、多数の人命を奪った東日本大震災の惨禍を二度と繰り返すことのないよう、津波に関する基本的認識が示されるとともに、津波に関する防災上必要な教育及び訓練の実施、津波からの迅速かつ円滑な避難を確保するための措置、津波対策のための施設の整備、津波対策に配慮したまちづくりの推進などにより、津波対策は総合的かつ効果的に推進されなければならないこととされた。

一方、これまで津波対策については、一定頻度の津波レベルを想定して主に海岸堤防などのハードを中心とした対策が行われてきたが、東北地方太平洋沖地震の経験を踏まえ、このような低頻度ではあるが大規模かつ広範囲にわたる被害をもたらす津波に対しては、国がその責務として津波防災及び減災の考え方や津波防災対策の基本的な方向性や枠組みを示すとともに、都道府県及び市町村が、津波による災害の防止・軽減の効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくりを、地域の実情などに応じて具体的に進める必要があると認識されるようになった。

このため、平成 23 年 12 月、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的として、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号。）が成立した。

コラム ～津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針～

津波防災地域づくり基本指針は、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な事項や推進計画の作成について指針となるべき事項など、法に基づき行われる津波防災地域づくりを総合的に推進するための基本的な方向を示すものである（国土交通省告示）。

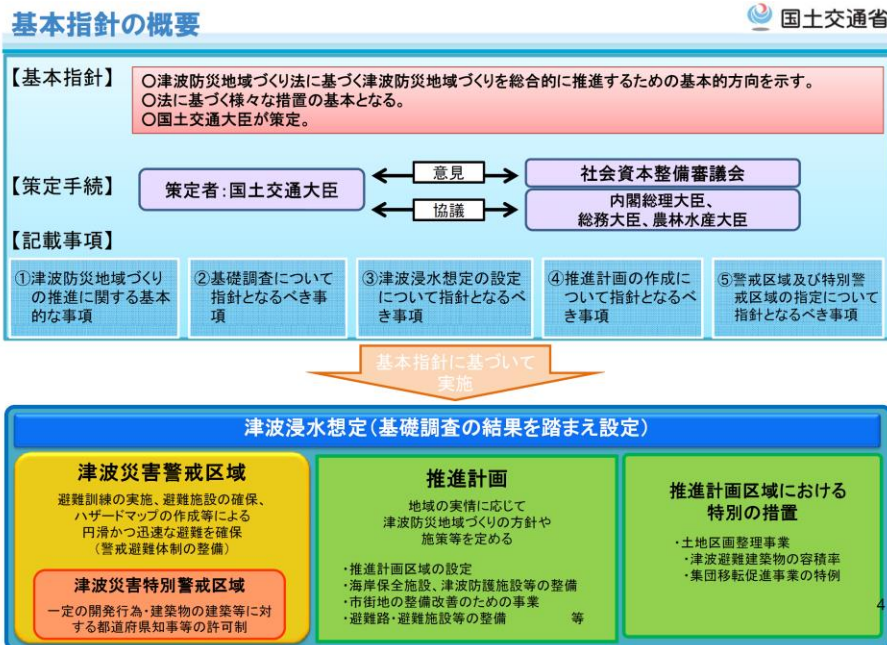


図 1-7 基本方針と推進計画の関係

出典「津波防災地域づくりに関する法律について 地方公共団体等説明資料 平成 24 年 3 月 国土交通省」

コラム ～津波防災地域づくりの考え方について～

津波防災地域づくりにおいては、最大クラスの津波が発生した場合でも「なんとかして人命を守る」という考え方で、地域ごとの特性を踏まえ、既存の公共施設や民間施設も活用しながら、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせる「多重防御」の発想により、国、都道府県及び市町村の連携・協力の下、地域活性化の観点も含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を効率的かつ効果的に推進することが基本理念となる。

施策を立案・実施する際には、地域における創意工夫を尊重するとともに、生活基盤となる住居や地域の産業、都市機能の確保等を図ることにより、地域の発展を展望できる津波防災地域づくりを推進するよう努めることが必要である。また、過去の歴史や経験を生かしながら、防災教育や避難訓練の実施、避難場所や避難経路を記載した津波ハザードマップの周知などを通じて、津波に対する住民その他の者の意識を常に高く保つよう努めることや、担い手となる地域住民、民間事業者等の理解と協力を得るよう努めることが極めて重要である。

出典：津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針

第2章 浜松市の地域特性・新たな被害想定

2-1 本市の都市構造の特性について

(1) 都市の特性

本市は、多様な自然に恵まれた広大な市域を有し、中心市街地以外にも多くの人口を抱え、高規格幹線道路^{※14}の整備などにより将来的な都市活動の変化も想定される政令指定都市である。津波防災地域づくりにおいては、現状及び将来的な都市構造の変化も視野に入れた施策に取り組む必要がある。

【位置】

- ▶ 本市は、首都圏と関西圏のほぼ中間に位置し、国土の大動脈である西日本国土軸上にある。
- ▶ また、愛知県東三河・長野県南信州・静岡県遠州地域からなる「三遠南信地域」に属している。



出典：浜松市都市計画マスタープラン

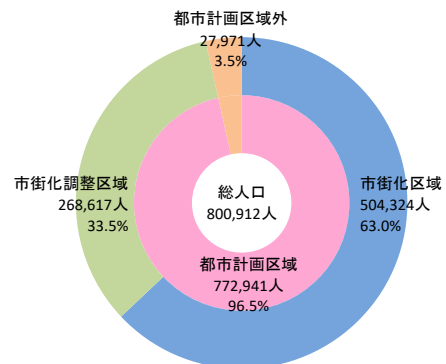
図2-1 浜松市の位置

【自然・地理】

- ▶ 本市は、浜名湖、遠州灘、天竜川、山岳地などの多様な自然環境を有している。
- ▶ 市域面積は、約 1,558k m² であり、全国で2番目の市域面積を有している。

【人口分布】

- ▶ 平成22年時点では、市全域で約80万人が居住しており、市街化区域には約63%にあたる約50.4万人、市街化調整区域には約34%にあたる約26.9万人が居住している。
- ▶ 他の政令市と比較して、市街化調整区域に約3分の1の市民が生活していることが本市の特徴となる。



出典：平成24年都市計画基礎調査

図2-2 区域別人口（平成22年）

【土地利用・交通】

- ▶ 津波による浸水が想定される沿岸部は、都市計画区域内^{※15}にあり、商業地、館山寺・弁天島などの観光地、及び工業地といった都市的土地利用が展開されている。一方で浜名湖周辺には水田などの良好な農地も広がっている。
- ▶ 今後、高規格幹線道路と既存の国道1号、国道152号、国道257号などとのネットワーク化により、首都圏や三遠南信地域などへのアクセスが向上し、市内の移動ルートや市北部方面における産業活動が大きく変化する可能性がある。

※14 高規格幹線道路：全国的な自動車交通網を形成する自動車専用道路。自動車専用道路とは、道路管理者が指定した自動車のみの一般交通の用に供する道路又は道路の部分である（道路法第48条の2）。

※15 都市計画区域：市街地から郊外の農地や山林のある田園地域に至るまで、人や物の動き、都市の発展を見据え、地形などからみて一体の都市として捉える必要がある地域を都市計画で定めた区域

(2) 遠州灘及び浜名湖周沿岸の地形・地質の状況

沿岸部は、低地が広く分布しており、津波の避難先となり得る高台が少ない。また、沿岸部は、天竜川の砂れきなどが堆積して、地質的に軟弱地盤^{※16}が分布しており、液状化^{※17}の可能性がある。

- 西地域(旧西区)・南地域(旧南区)は、標高 30~50mの三方原台地を除き、標高 10m以下の低地が広く分布している。
- 浜名湖内の沿岸部は、平地が少なく、後背地にはすぐに山がある「山つき」の地形が多い。平地には弁天島や村櫛などに埋立箇所もあり、液状化の可能性はある。
- 遠州灘沿岸は、東西方向に砂丘が存在し、標高 6~10mの砂丘が存在する。
- 天竜川周辺は、天竜川の氾濫原で砂れきが堆積した軟弱地盤が分布する。地下水位の高い所では、液状化の可能性はある。

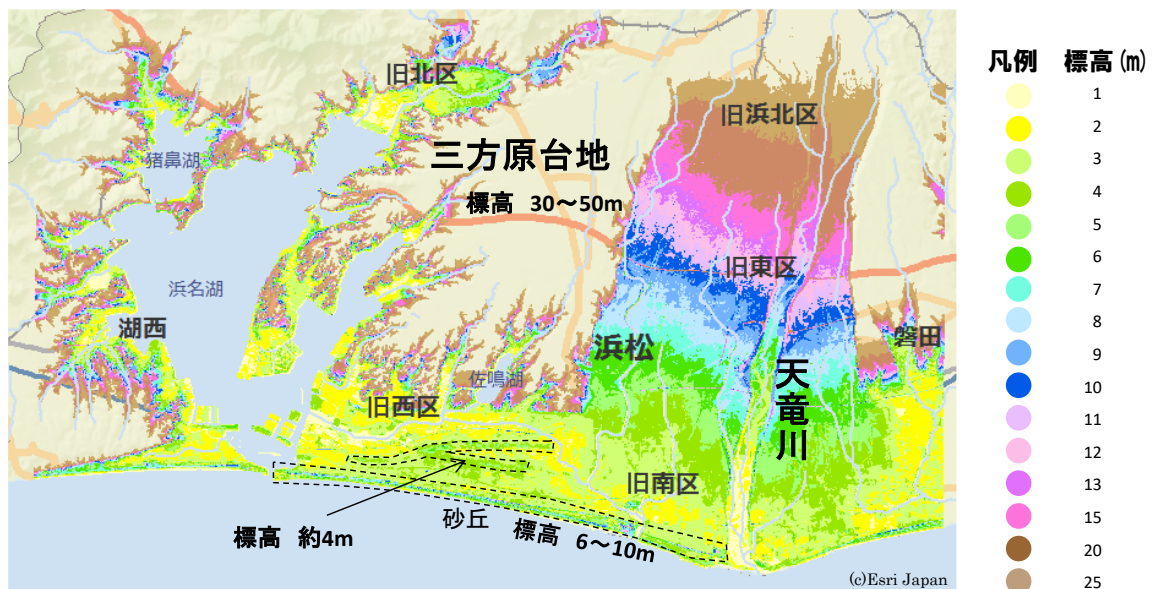


図 2-3 浜松市沿岸部の標高分布 (国土地理院の基盤地図情報から作成)

※16 軟弱地盤：泥や多量の水を含んだ常に柔らかい粘土、または未固結の軟らかい砂から成る地盤の総称

※17 液状化：地震の際に、地下水位の高い砂地盤が振動により液体状になる現象。これにより比重の大きい構造物が埋もれ、倒れたり、地中の比重の小さい構造物（下水道管など）が浮き上がったりするおそれがある。

(3) 人口・高齢化率

平成 25 年度まで微増傾向にあった本市の人口は、全国的な動向と同様に、将来的には減少に向かい、超高齢社会^{※18} となることが予測されている。

津波防災地域づくりに係る施策の検討においても、将来的な人口減少・超高齢社会の到来を見据えた対策の視点が重要である。

- 人口は、徐々に減少し、平成 57(令和 27)年時点で約 66 万人となり、現在の約 8 割まで減少すると予測されている。
- 高齢化率は、平成 21 年以降全区で 21%を超えて、超高齢社会となり、平成 57 年(令和 27)時点では約 38%に上ると予測されている。

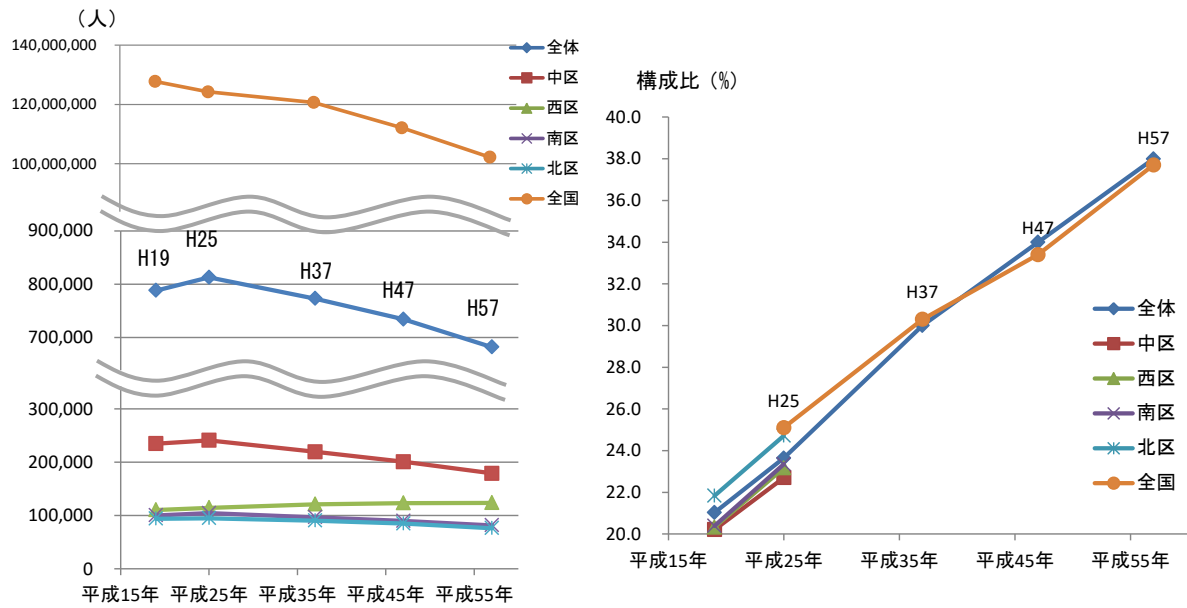


図 2-4 区別人口推移・高齢化率の推移 (平成 25 年 3 月推計)

※18 超高齢社会：総人口に占める 65 歳以上の老年人口が増大した社会のことを指し、一般的に高齢化率（65 歳以上の人口が総人口に占める割合）が 21%以上となっている状態をいう。
日本全体では、2007 年（平成 19 年）（21.5%）に超高齢社会となった。

2-2 計画の前提となるレベル2の地震・津波被害（静岡県第4次地震被害想定）

(1) 地震・津波による被害（*）

地震・津波による人的被害については、津波による死者数が全体の約7割を占める。建物被害については、約8割が地震動によるものである。

- 震度6強から震度7の分布が市域の約6割となる。
- 中地域(旧中区)、西地域(旧西区)、東地域(旧東区)の全域と、南地域(旧南区)の約半分の区域で、震度7となる。
- 建物被害は、被害の約8割が地震動によるもので、全建物の約5割が全壊・焼失する。また、ブロック塀等の転倒が約10,100件、屋外落下物が発生する建物が約46,200棟となる。
- 液状化の可能性が高いところは、海岸部、浜名湖沿岸部の一部及び天竜川の沿川部である。
- 死者数は約23,140人。このうち津波による死者数は約16,610人で、死者数全体の7割を占める。

（*陸側ケース、ケース①、冬・深夜、早期避難率低、地震予知なしの場合）

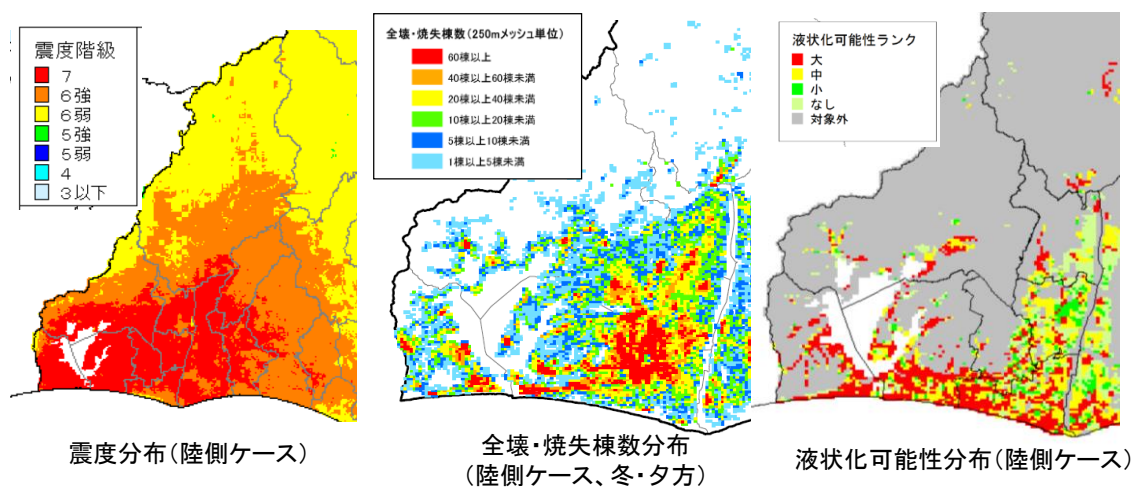


図2-5 レベル2の地震による震度分布等

表2-1 屋内転倒物・屋内落下物及びブロック塀等の転倒に関する被害（浜松市）

	項目	死者数	重傷者数	軽傷者
人的被害	屋内転倒物・屋内落下物	約400人	約1,120人	約4,460人
	ブロック塀の転倒、屋外落下物	—	約10人	約90人
建物被害	項目	件数・棟数		
	ブロック塀等転倒数	約10,100件		
	屋外落下物が発生する建物数	約46,200棟		

(2) 津波浸水の状況（第4次地震被害想定）

津波は、遠州灘沿岸に約5分で到達するものの、標高6～10mの砂丘があるため、内陸への流入は約20分後であり、海岸から約4kmまで到達して沿岸部に広く浸水被害をもたらすものと想定されている。遠州灘沿岸においては、概ね国道1号を境にして南側は、建物の流出・倒壊のおそれが高い浸水深2m以上が想定され、津波浸水面積は、全体の津波浸水面積の約3分の1を占める。

- 西地域(旧西区)・南地域(旧南区)の約2割が津波で浸水する。
- 津波は約20分で標高6～10mの砂丘を越え、内陸に流入する。
- 浸水深2m以上は概ね国道1号（海岸から約1km）より南側に集中している。
- 浸水深1cm以上の津波は海岸から約4kmまで到達する。
- 浸水面積約41.9k㎡（浸水深2m以上が約13k㎡、2m未満は約29k㎡）。

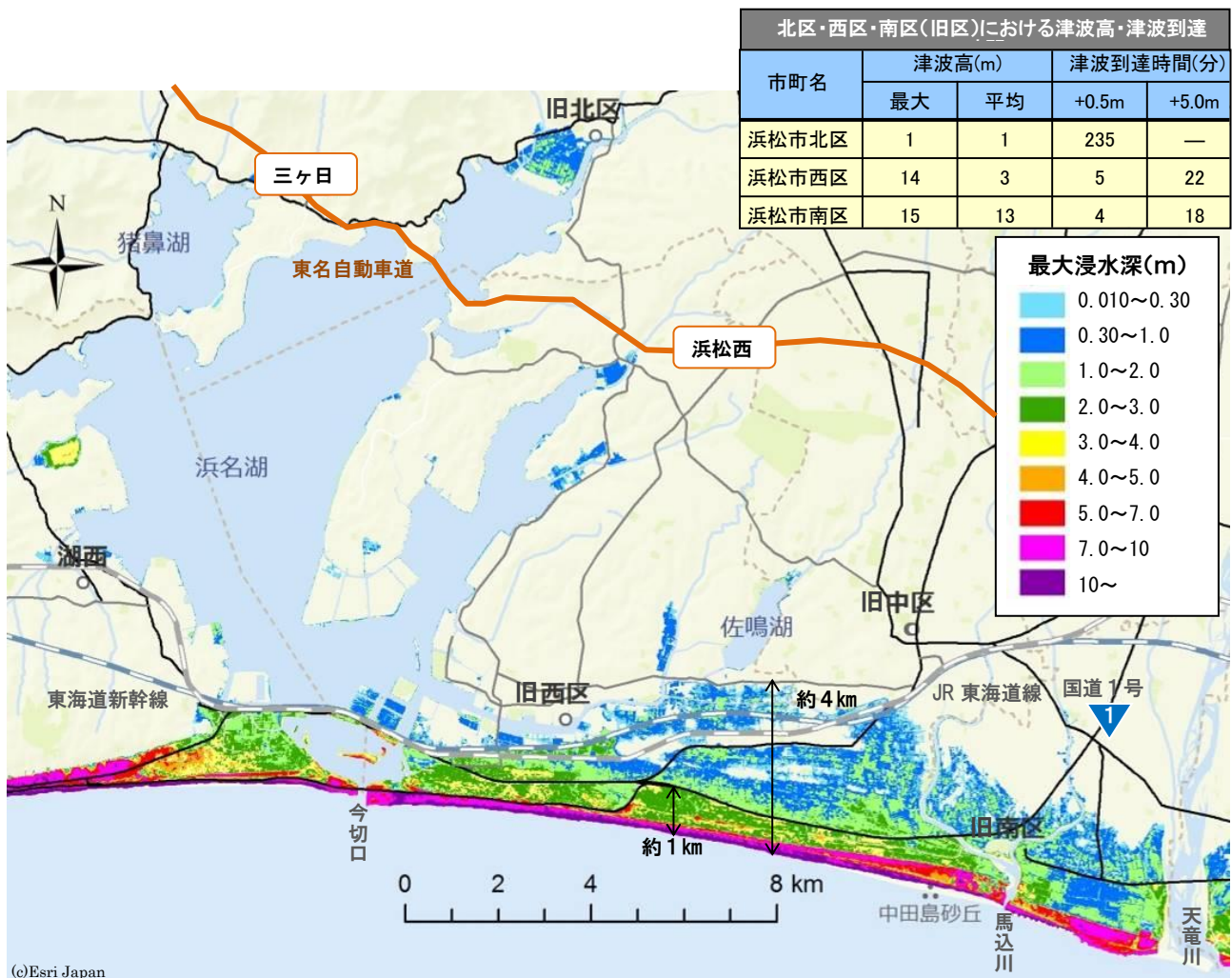


図2-6 津波浸水想定区域図（レベル2の地震・津波：南海トラフ巨大地震モデルのケース①）

コラム ～本市の既往の津波災害履歴～

本市の既往の津波災害の履歴を以下に示す（西区・南区・北区版避難行動計画より抜粋）。

表 2-2 既往の津波災害履歴

西暦 (年)	和暦 (年)	災害	旧区名	災害規模	被害概要
1498	明応7	明応地震	西区	【震度】5～6 【津波高】 ・宇布見（雄踏地区）推定3～4m	・津波で約300戸流失 ・浜名湖南部で30haが海となり、溺死者は1万人余と推定 ・浜名湖が津波で切れ海に通じるようになったと言われている
			南区	—	・神明神社（米津町）に大津波により海岸地大半が流出と記録あり
			北区	・津波高は佐久米・津々崎（三ヶ日地区）で3～4m	・高瀬・宝田（三ヶ日地区）の集落で数百棟のうち7棟のみ残ったといわれている ・浜名湖南部では30ha余が冠水、溺死者1万人余と推定
1604	慶長9	慶長地震	西区	東海・南海・西海道に大地震・津波被害（舞阪地区など） 【津波高】5～6m	・舞阪では津波により山際まで船が打ち上げられたとされる
			南区	—	・津波地震による大きな津波により、大規模な被害を生じたものと推測（舞阪（西区）では船が山際まで打ち上げられ20隻あまりの釣り船が行方不明）
1707	宝永4	宝永地震	西区	【津波高】3～5m ・舞阪で津波高5.3mと推定	・舞阪では家屋の半数が流失し、宇布見では1,000枚あまりの田畑が荒地となったとされる
			南区	—	・大規模な被害を生じたものと推定
			北区	・気賀で津波高5～6mの津波が発生したとされる	—
1854	安政元	安政東海地震	西区	【津波高】 ・舞阪（舞阪地区）で5.6m ・一里塚で2.5m ・弁天島で3～4m ・篠原（篠原地区）で3.9m ・坪井（篠原地区）で3.7m ・馬郡（篠原地区）で3.2m	・入野では32棟がつぶれ、篠原では玉蔵寺の本堂前まで津波が襲来したとされる
			南区	・津波が天竜川をさかのぼり河口から3kmの地点で津波高が4.5mに達したとされる	・海龍寺（中田島町）に地震より建物が倒壊し、津波が押寄せたと記録あり。また、高塚熊野神社（町）に裏山を高くして津波から人々を避難させたとの言い伝えが残る
			北区	・津波高1～1.5mの津波が発生	・気賀で280haの田畑が塩水に浸かったとされる

本計画は、「南海トラフ巨大地震(レベル2)の津波浸水想定区域」と併せて「安政東海地震における推定津波浸水域」を考慮して策定している。

西暦 (年)	和暦 (年)	災害	旧区名	災害規模	被害概要
1944	昭和19	東南海地震	西区	【津波高】 舞阪で3m	<ul style="list-style-type: none"> ・旧雄踏町：全壊15戸/半壊22戸 ・篠原：全壊38棟/半壊82棟 ・雄踏：全壊15棟/半壊22棟 ・入野：全壊34棟/半壊33棟 ・神久呂：全壊3棟/半壊3棟 ・伊佐見：全壊3棟 ・和地：全壊5棟/半壊2棟 ・北庄内：半壊1棟 ・南庄内：全壊2棟/半壊12棟 ・村櫛：全壊82棟/半壊58棟
			南区	—	<ul style="list-style-type: none"> ・白脇：全壊23棟/半壊33棟 ・新津：全壊2棟 ・五島：全壊42棟/半壊86棟 ・河輪：全壊57棟/半壊97棟 ・芳川：全壊67棟/半壊57棟 ・飯田：全壊8棟/半壊8棟 ・南区では工場などが倒壊する被害が発生した
1946	昭和21	南海地震	西区	【津波高】 ・舞阪地区で1.2m ・浜名湖外で1.2m ・湖内で0.6m	—
1952	昭和27	十勝沖地震	西区	舞阪地区で小さい津波を観測(地震後9～10時間)	—
1953	昭和28	房総半島沖地震	西区	【津波高】 舞阪地区で8cm (地震後約2時間)	—
1960	昭和35	チリ地震	西区	【津波の高さ】 舞阪地区でおよそ0.6m	—

第3章 地域における津波防災上の課題

3-1 地域の脆弱性分析における基本的な考え方

本計画では、本市における津波災害に係る課題を整理するため、静岡県第4次地震被害想定に基づき、津波の浸水特性と初動期、応急期及び復旧・復興期の災害対応を想定した地域の脆弱性分析を行った。

脆弱性分析における基本的な考え方を以下に示す。

(1) 地震による被災の想定

脆弱性分析は、地震に伴う津波浸水による被害を対象とするが、南海トラフ巨大地震のレベル2地震・津波では発災時の大規模な揺れによる被害も顕著である。このため、発災初期の津波避難に遅れが生じること、避難行動や応急活動における活用可能な道路においては地震動による建物倒壊、土砂災害、橋梁の被災が発生することを考慮する。

【第4次地震被害想定（震度分布、全壊・焼失棟数分布）を踏まえた津波避難に関する留意事項】

～津波避難を円滑にするために、大きな揺れへの備えが必要～

○地震による被害が発生し、家屋・外構の倒壊や家具の転倒により発災初期の円滑な津波避難を確保できないおそれがある。

(2) 時系列に変化する対応課題を想定した脆弱性分析項目の設定

発災後時系列に変化する初動期、応急期及び復旧・復興期^{※19}の防災上の課題に対応した脆弱性分析項目を設定し、必要なハード・ソフト施策の検討につなげる。

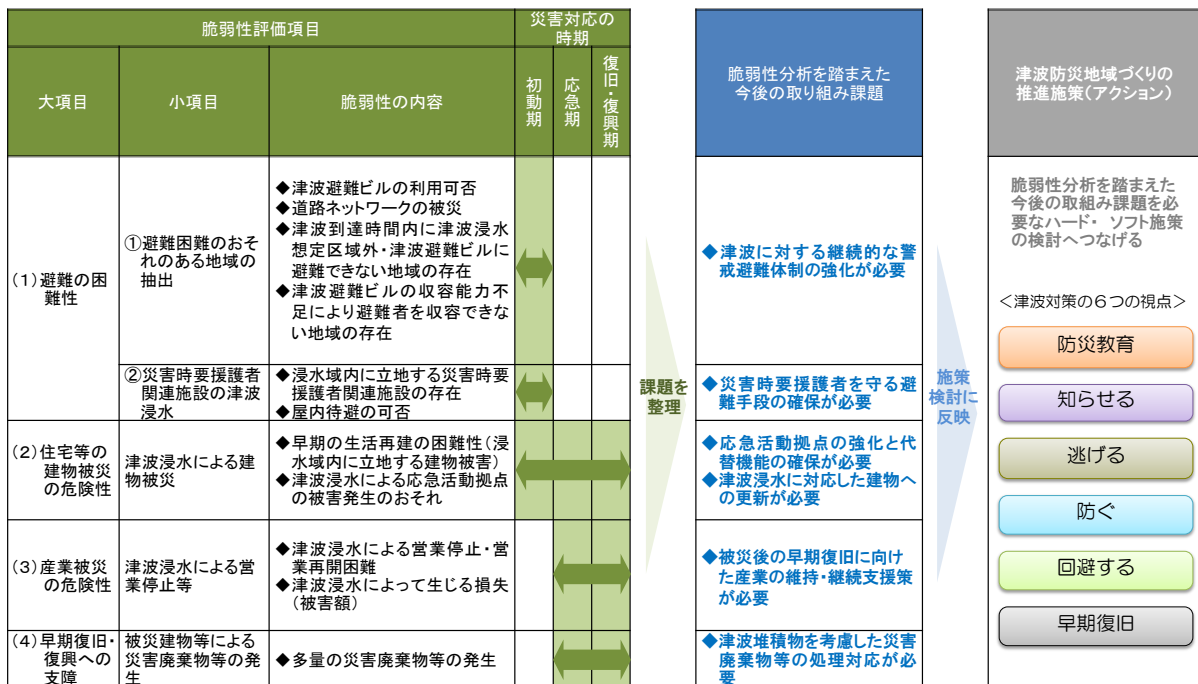


図3-1 脆弱性分析項目と施策検討の関連性

※19 初動期、応急期、復旧・復興期：市民の津波避難、行政の応急活動、都市の復興など被災後に時系列に変化する対応課題を想定して3段階に区分した災害対応の時期

(3) 浜松市沿岸域防潮堤の本計画での位置づけ

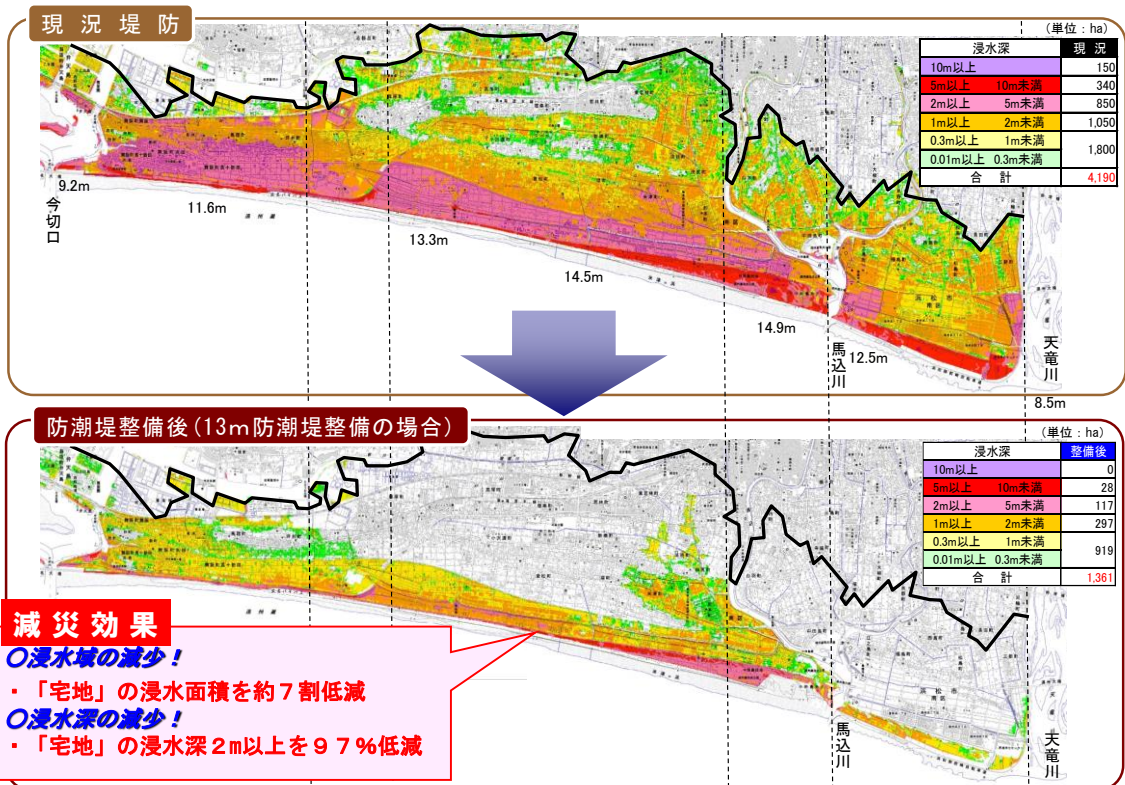
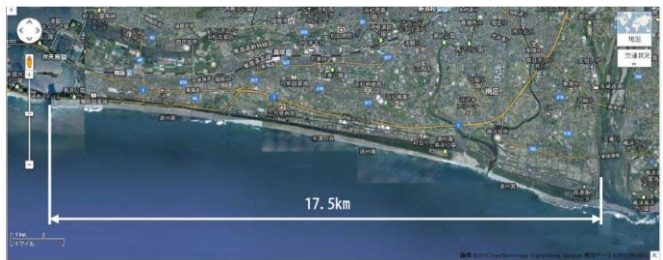
本市では、篤志家から静岡県に遠州灘沿岸に保安林を嵩上げした堤（以下「防潮堤」という。）の整備のために多額の寄附の申し出があり、平成24年6月11日に篤志家、静岡県、浜松市との間で、整備に関わる基本合意を締結し、平成25年度より整備を進めている。

この防潮堤は、南海トラフ巨大地震のレベル2地震・津波に対して減災対応するものであり、防潮堤整備の減災効果としては、宅地の浸水面積の約7割低減が見込まれ、現時点で建物の倒壊・流出の危険性が高いと考えられる浸水深2m以上の宅地を97%低減するなど、大きな減災効果が期待できる（表3-1に整備効果の参考値を示す）。ただし、防潮堤を整備しても依然として津波浸水域は存在し、津波避難などに係わる課題が残る。

このことから本計画では、この防潮堤が短期間で建設され、大きな減災効果が見込まれることを前提として、防潮堤整備後の津波浸水想定区域に基づく脆弱性分析を行い、津波防災に関する今後の取組課題を検討する。

なお、第7章に示す各推進施策の検討は、防潮堤整備が全ての津波災害によるリスクを回避できるものではないことを踏まえ、推進計画区域を基本とした施策の対象区域を設定し、ハード・ソフト施策とも継続的な取組みを進めていくことを前提とする。

- (基本合意の主な内容)**
- ・浜名湖入口東側から天竜川西岸まで約17.5kmを整備する
 - ・第4次地震被害想定的前提津波高を上回る高さを確保する
 - ・静岡県は防潮堤整備、馬込川河口部の津波対策として水門整備などを行い、浜松市は土砂確保、県と連携・協力して住民・各種団体などに説明する役割を担う等



出典：静岡県提供資料（この津波浸水想定図は、静岡県で独自に計算したものである）

図3-2 防潮堤整備による減災効果

表3-1 浜松市沿岸域防潮堤の整備効果（参考値*1）

項目		整備効果	
		防潮堤整備前の値	防潮堤整備後の値
津波浸水想定区域の面積		4,190ha ⇒	1,361ha 68%減（2,829ha減）
津波から避難困難のおそれのある地域	面積	11.07k m ² ⇒	2.89k m ² 74%減（8.18k m ² 減）
	推定人口	約16,500人 ⇒	約3,200人 81%減（約13,300人減）
建物被害	浸水棟数	約22,600棟 ⇒	約6,400棟 72%減（約16,200棟減）
	浸水深2m以上の棟数	約3,800棟 ⇒	約30棟 99%減（約3,770棟減）
産業被害 （概算被害額）	商工業*2	約3,300億円 ⇒	約160億円 95%減（約3,140億円減）
	農業	約20億円 ⇒	約6億円 70%減（約14億円減）
	漁業・養殖業	約92億円 ⇒	約76億円 17%減（約15億円減）

*1 浜松市津波防災地域づくり推進協議会による検討結果より

*2 営業再開困難の可能性が高い浸水深2m以上の事業所の被害額

3-2 脆弱性分析手法と分析結果

脆弱性分析の手法は、都市計画基礎調査^{※20}などに基づく建物現況等の基礎データと、防潮堤整備後の津波浸水想定区域及び浸水深のデータを地理空間情報システム (GIS) ^{※21}に重ね合わせ、大規模な津波が襲来した際に脆弱であると考えられる項目を空間的に整理し、課題の抽出を行った。

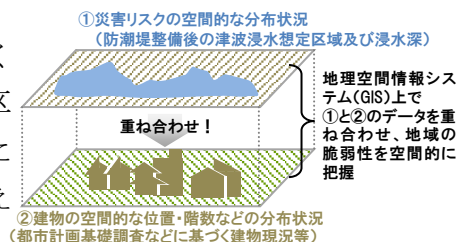


図3-3 GISを活用した分析手法のイメージ

(1) 避難の困難性

①避難困難のおそれのある地域の抽出

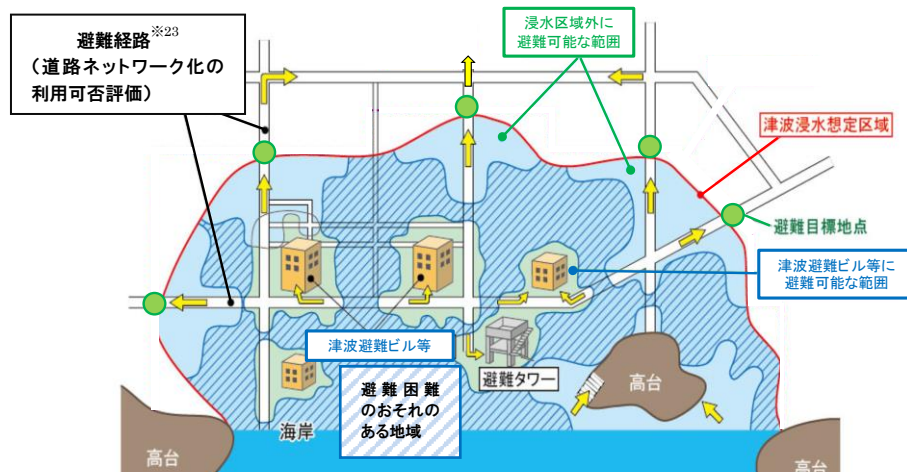
【目的・方法】

津波浸水想定区域のうち、特に避難対策を重点的に実施すべき地域を把握する。このため、内陸へ津波が入ってくる津波到達時間約20分間に津波浸水想定区域外への避難や津波避難場所^{※22}への避難が困難な地域を抽出する(図3-4)。

【設定した評価条件】

- ✓ 津波避難ビル等については全て利用可能(津波浸水深と津波避難ビル等の避難スペースの高さを比較し、避難スペースの高さが津波浸水深より高いことを確認)
- ✓ 道路ネットワークについては、「土砂災害」、「落橋」、「建物倒壊による細街路閉塞」により計2,102箇所が通行不能であると想定
- ✓ 津波浸水想定区域外に避難可能な条件は、各交差点から道のりが500m以内と想定(津波到達時間を20分、避難開始時間を最短5分とし、歩行速度は0.5m/S未満の高齢者を想定して設定)
- ✓ 津波避難ビルの収容能力を(1人/m²)とし、津波浸水想定区域内の人口は夜間人口(常住人口)を採用※
※津波浸水想定区域の9割以上を占める南区・西区では、昼間人口より夜間人口(常住人口)の方が多いため

【参考:避難困難のおそれのある地域のイメージ】



参考:「津波防災まちづくりの計画策定に係る指針(第1版)平成25年6月国土交通省 都市局 都市安全課・街路交通施設課 協力:日本都市計画学会・土木学会」に一部加

図3-4 設定した評価条件(避難困難のおそれのある地域の抽出)

【評価結果】

～津波に対する継続的な警戒避難体制の強化が必要～

○避難困難のおそれのある地域は舞阪の一部、弁天島の一部、篠原の一部、新津の一部、白脇の一部の地域で発生し、約3,200人が避難困難のおそれのある地域に居住する。

※20 都市計画基礎調査:都市計画法第6条に規定されており、都市政策の企画・立案及び都市計画の運用に資するため、土地利用現況・建物現況・都市施設・市街地整備の状況などについて調査し、都市の現況及び動向を把握するもの

※21 地理空間情報システム(GIS):GISはGeographic Information Systemの頭文字で、地理的位置を手がかりに位置に関する情報を持ったデータ(空間データ)を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術

※22 津波避難場所:小中学校や区役所などの公共施設屋上、津波避難ビル、津波避難マウンド、津波避難タワーなどの避難スペースを指す。

※23 避難経路:避難する場合の経路で、自主防災組織、住民等が設定する。

②災害時要援護者関連施設の津波浸水

【目的・方法】

特別養護老人ホームなどを利用する災害時要援護者^{※24}は、避難することが困難な場合や、水平避難（施設を出て安全な他の場所へ移動する避難）に多くの時間を要する場合があることが懸念されるため、災害時要援護者関連施設内に留まり、2階以上に避難する（屋内待避）ことが可能か否かを評価した。

屋内待避の可能性がある施設は、津波浸水深5m未満かつ津波避難ビルに指定されている場合、もしくは津波浸水深2m未満で2階以上の階数がある施設とした（図3-5）。

また、災害時要援護者関連施設の内、夜間・早朝など従業員が少ない状況で被災するおそれがある入所機能を持つ施設も確認した。

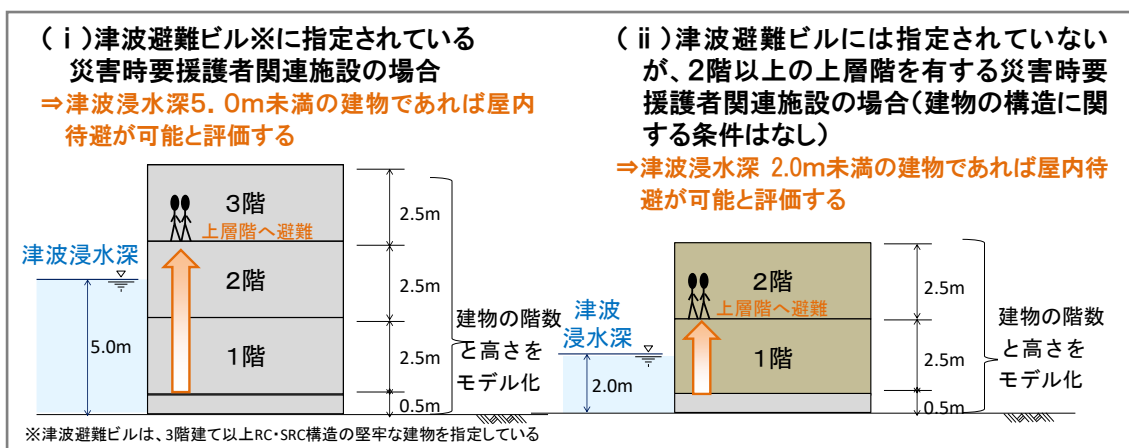


図3-5 設定した評価条件（屋内待避を許容する施設）

【評価結果】

～災害時要援護者を守る避難手段の確保が必要～

- 津波浸水想定区域内の施設は、国道1号以南の地域を中心に36施設あるが、ほとんどの施設で屋内待避できる可能性がある。
- しかし、1階建の通所施設・保育園の7施設（3箇所）については、屋内待避が困難である。但し、各施設ともに近隣もしくは同一敷地内に津波避難ビルが存在するため、避難が可能であると考えられる。
- また、夜間も災害時要援護者を抱える入居・入所機能を持つ災害時要援護者関連施設は、舞阪の一部、新津の一部、白脇の一部に立地するが、浸水深2m未満であり、施設も2階建て以上であるため、屋内待避が可能であると考えられる。
- しかしながら、在宅で自力での避難が困難な災害時要援護者については、避難方法の課題が残ることから、地域での助け合いや自動車での避難などにより克服する必要がある。

※24 災害時要援護者：高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に自力で避難することが困難な人のこと。平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、新たに、避難行動要支援者名簿の作成、名簿情報の避難支援等関係者等への提供等の規定が設けられたことを受け、市町村を対象に、その事務に係る取組方法等を示した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が平成25年8月に策定された。

(2) 住宅等の建物被災の危険性

津波浸水による建物被災

【目的・方法】

津波浸水により被災する住宅等の建物を把握するため、都市計画基礎調査の建物分布（住居系）と市有施設を津波浸水想定区域と重ね合わせ、浸水深により建物の被災状況を判断し（図3-6）、床下浸水（浸水深0.5m未満）、床上浸水（浸水深0.5m以上2.0m未満）、建物浸水（浸水深2.0m以上）のおそれがある建物数（棟）を抽出し、評価した。

【仮定条件】

建物（居住系）は原則2階以上であると想定する。ただし、都市計画基礎調査に基づく3階建て以上のRC・SRC構造^{※25}の堅牢な建物は別途区別する。

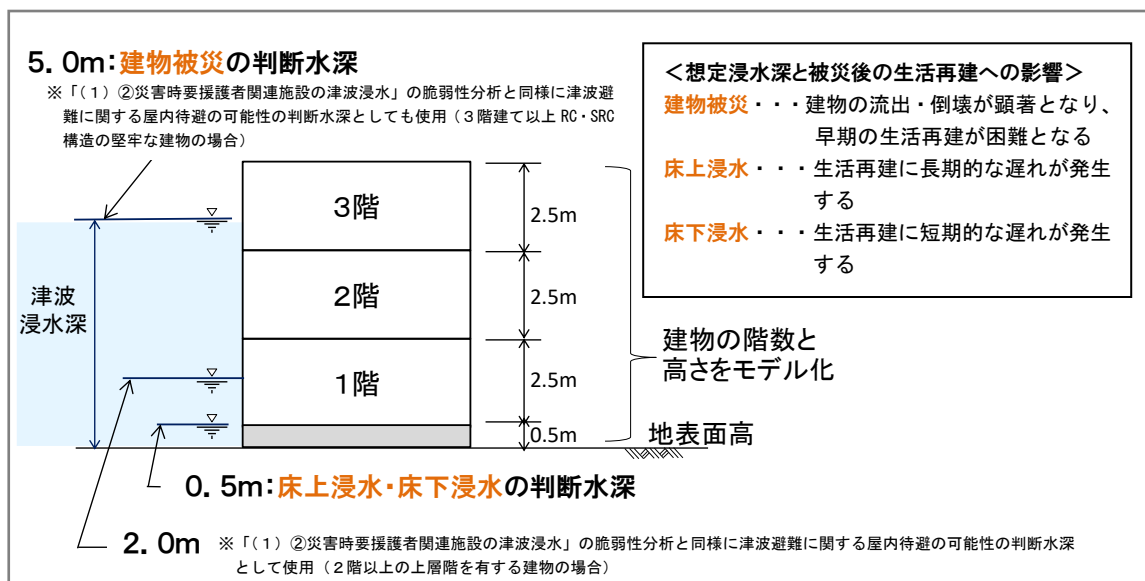


図3-6 設定した評価条件（浸水による建物被災）

【評価結果】

～津波浸水に対応した建物への更新が必要～

- 現況立地している建物の内、建物の倒壊・流出のおそれのある浸水深2.0m以上の建物は、舞阪のごく一部に存在分布するが、ほとんどの地域では浸水深2.0m未満の床上・床下浸水である。
- 舞阪地区や馬込川以西の国道1号以南の地域では、床上浸水（0.5m以上～2.0m未満）の可能性のある地域が存在し、被災後の生活再建の遅れが懸念される。
- 東日本大震災の教訓から、浸水深2.0m未満の地域においては、木造家屋の流出の可能性が低くなることが分かっており、発災直後の避難行動に遅れた場合や、仮に逃げ遅れた場合には、2階以上の上層階への避難を選択することも考えられる。

～応急活動拠点の強化と代替機能の確保が必要～

- 土木整備事務所など行政の応急活動拠点となる施設や浸水後の津波湛水^{※26}を解消する排水関連施設^{※27}で津波浸水被害が発生し、災害対応に遅れが生じるおそれがある。

※25 RC・SRC構造：RCはReinforced Concreteの頭文字で鉄筋コンクリートを用いた建築の構造もしくは工法をい、SRCはSteel Reinforced Concreteの頭文字で鉄筋コンクリートの芯部に鉄骨を内蔵した建築の構造もしくは工法をいう。

※26 津波湛水：津波により浸水した場所が、その後も自然排水せずに水が溜まってしまっている状態

※27 排水関連施設：浄化センターなどの下水道施設、農地からの排水を貯めておく排水樋門、排水機場などの農業用施設などが該当する。

(3) 産業被災の危険性

津波浸水による営業停止等

【目的・方法】

津波浸水による産業への影響を把握するため、商工業については、現況の建物分布（商業系・工業系）と津波浸水想定区域を重ね合わせて浸水深に応じた営業停止日数・営業再開困難を設定することで、営業停止等による被害額を算出した。また、農業については、土地利用分布（田・農用地）と津波浸水想定区域を重ね合わせて被害額を算出した。

また、漁業・養殖業については、津波浸水想定区域と重複する浜名漁業協同組合の漁港を抽出し、東日本大震災における復旧日数を用いて被害額を算出した。

（商工業・農業・漁業・養殖業の被害額算出において設定した評価条件は図3-7参照）

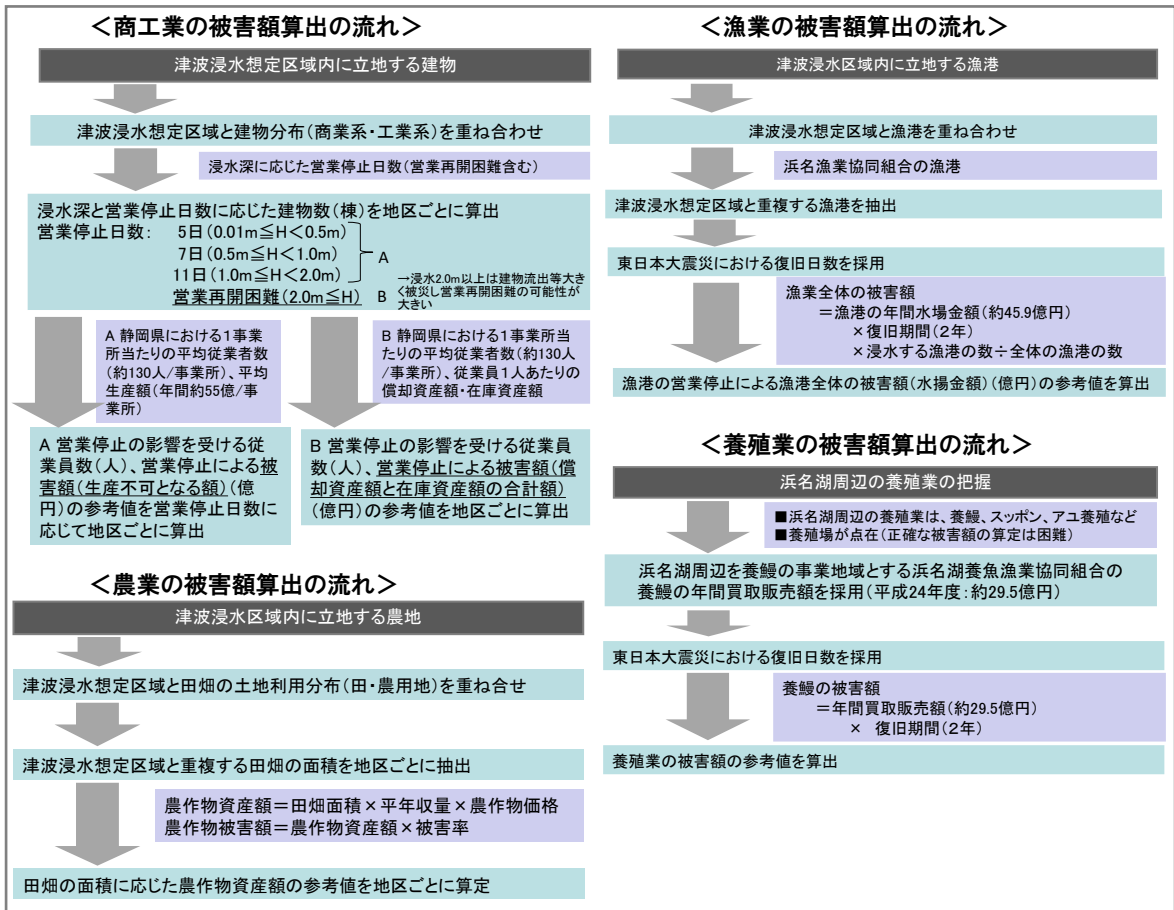


図3-7 設定した評価条件（津波浸水による営業停止等）

【評価結果】

～被災後の早期復旧に向けた産業の維持・継続支援策が必要～

- 浸水するおそれのある商工業の事業所は、7日以上営業停止もしくは営業再開困難と見込まれる事業所数が約半数を占める。
- 農業被害は、篠原地区、新津地区で顕著である。
- 商工業、農業、漁業の概算被害額はそれぞれ、160億円、6億円、76億円となる。

(4) 早期復旧・復興への支障

被災建物等による災害廃棄物等の発生

【目的・方法】

津波による災害廃棄物等^{※28}の発生量を把握するため、静岡県第4次地震被害想定による災害廃棄物の発生量を参考に災害廃棄物等の発生量（図3-8）や概算処理費用について評価した。

■災害廃棄物等の発生量

災害廃棄物等の発生量は、第4次地震被害想定における災害廃棄物の発生量のうち、防潮堤整備前の浸水面積に対する防潮堤整備後の浸水面積の比率分（約43%）と海底から巻き上げられた泥・砂・礫などの津波堆積物の発生量を合算して算出

<災害廃棄物等の発生量算出の流れ>

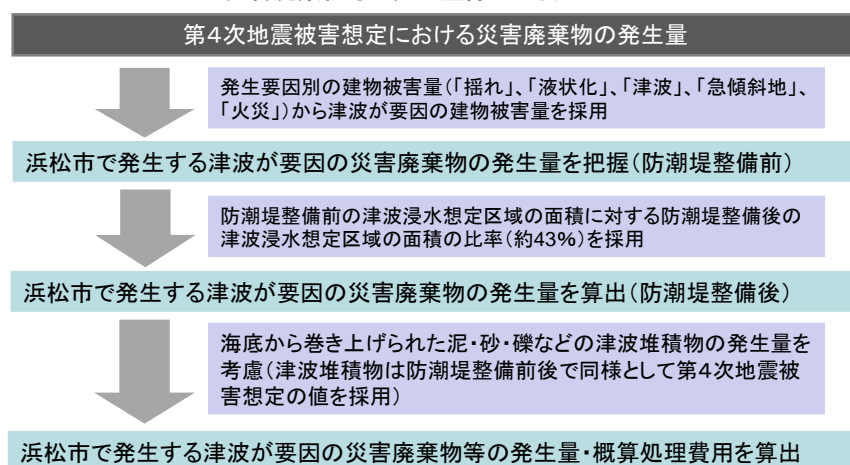


図3-8 設定した評価条件（災害廃棄物等の算定）

【評価結果】

～津波堆積物を考慮した災害廃棄物の処理対応が必要～

- 津波による災害廃棄物等は、58万トン～114万トン発生し、処理に必要な概算費用として104億円～205億円が必要である。
- この多量の災害廃棄物においては、仮置き場が不足し、市有地、公有地では収容・処理しきれない可能性が高い。

※28 災害廃棄物等：津波により全壊した建物から発生する木くず、コンクリートくず、金属くずなどと海底から巻き上げられた泥・砂・礫などの津波堆積物

【脆弱性分析に関する今後の検討課題】

(5) 応急対策活動の困難性

① 後方支援区域の活動困難性評価

【目的・方法】

津波浸水想定区域内における傷病者を対象とした発災後 72 時間の救命救急活動及び物資輸送などについて、津波浸水想定区域の外域にある災害拠点病院・救護病院^{※29}への活動困難性等を評価し、応急活動のため道路啓開^{※30}を優先的に実施すべき路線を抽出する。

【今後の検討課題】

後方支援受入施設などの防災拠点施設の位置付けや代替施設の確保などについては、津波以外に地震被害も考慮した検討が必要である。

今後、地域防災計画で新たに位置付けられた施設や体制上の見直し事項などを踏まえて、被災後の市の災害応急活動や外部支援の受入れを想定した検討が必要である。

道路啓開を優先的に実施すべき路線の抽出イメージを図3-9に示す。

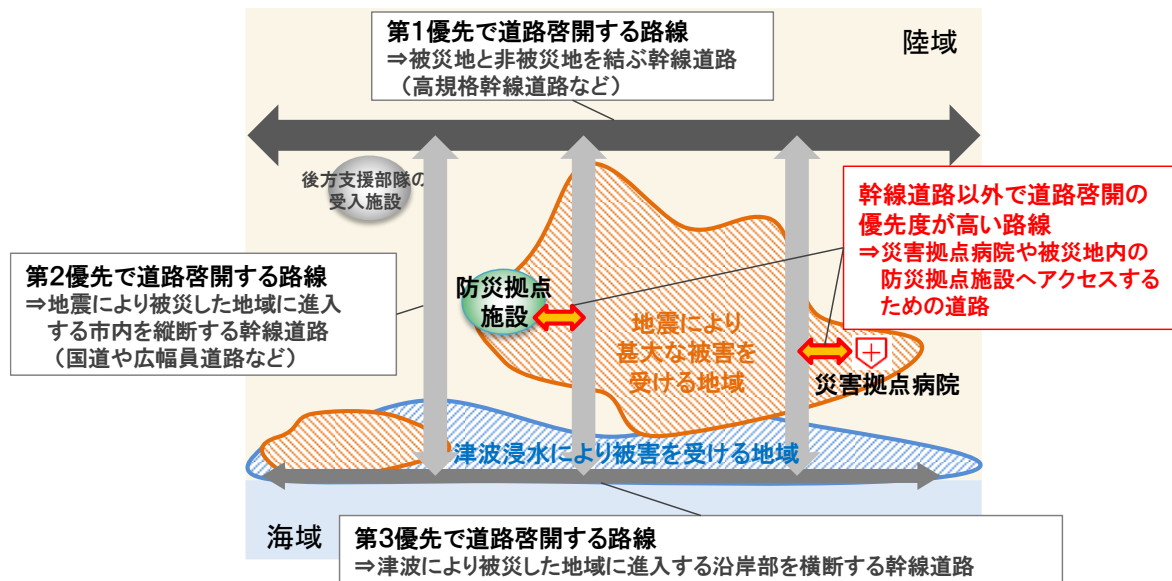


図3-9 道路啓開を優先的に実施すべき路線の抽出イメージ

※29 災害拠点病院・救護病院：被災地内の後方医療機関として、地域の医療機関を支援する機能を有し、重症・重篤な傷病者を受入れるなど、災害時の医療救護活動において「救命」の中心的な役割を担う病院

※30 道路啓開：災害時に緊急を要する人や物を輸送するのに必要な道路を優先して通れるようにするために、早急に最低限のがれき処理や、簡易な段差修正などにより救援ルートを確保すること

②津波浸水による火災発生の想定

【目的・方法】

津波火災の発生要因を調査・検証し、主要因となる事物や事象により、津波火災が発生するおそれの高い地域や影響範囲を把握する。

なお、静岡県第4次地震被害想定では、津波火災の関連項目として危険物貯蔵施設被災想定を示しており、被災状況については以下のような定性的な記述に留めている。

- ①危険物流出後の条件次第では、津波火災に進展する可能性がある。津波火災の延焼メカニズムは、流出した屋外タンクからのオイル、ガスボンベによって拡大し、また瓦礫などの可燃物も豊富であるため、それらは燃えたまま津波に乗って漂流。さらに、これらの集積の密度によっては、ここで海上油面火災が形成されたり、燃えた船舶が延焼拡大をさらに助長。
- ②多くの漁港が浸水する結果となっている。漁港では漁協等が漁船の燃料を保管している場合が多いが、津波が運んで来たガレキや漁船などが燃料タンクや保管庫などを破壊して、危険性物質が海上に流出する危険性がある。

【今後の検討課題】

津波火災など対応可能な規模を超える被害様相については、今後、津波火災の発生要因や発生要因となる沿岸部の危険物の分布状況などが明らかになった上で、被害や影響範囲などについて検討する必要がある。

なお、静岡県内のLPガス容器については、昭和49年5月伊豆半島沖地震を教訓に業界の自主取組みとして平成5年3月末までに、ガス放出防止器を全県で設置している。

東日本大震災の被害状況から懸念される危険物貯蔵施設が有する危険性を表3-2に示す。

表3-2 津波浸水により危険物貯蔵施設が有する危険性（留意事項）

危険物貯蔵施設の種類		留意事項
ガスホルダー※31		漂流物との衝突等を原因とする容器損傷によるガス漏えい・火災・延焼
高圧ガス施設※32		漂流物との衝突や容器の流出を原因とする損傷によるガス漏えい・火災・延焼
液化ガス施設※33		漂流物との衝突や容器の流出を原因とする・損傷によるガス漏えい・火災・延焼
大量石油類貯蔵施設※34		津波による配管破損等や漂流物との衝突等を原因とする石油類の漏えい・火災・延焼（その他、地震による基礎地盤の沈下による破損等を原因とする石油類の火災・延焼）

※31 ガスホルダー：需要の少ない時間にガスを貯蔵し、需要の多い時間にガスを送り出すために、ガスの送出を調節する機能を果たすもので、工場や整圧所に設置されている。

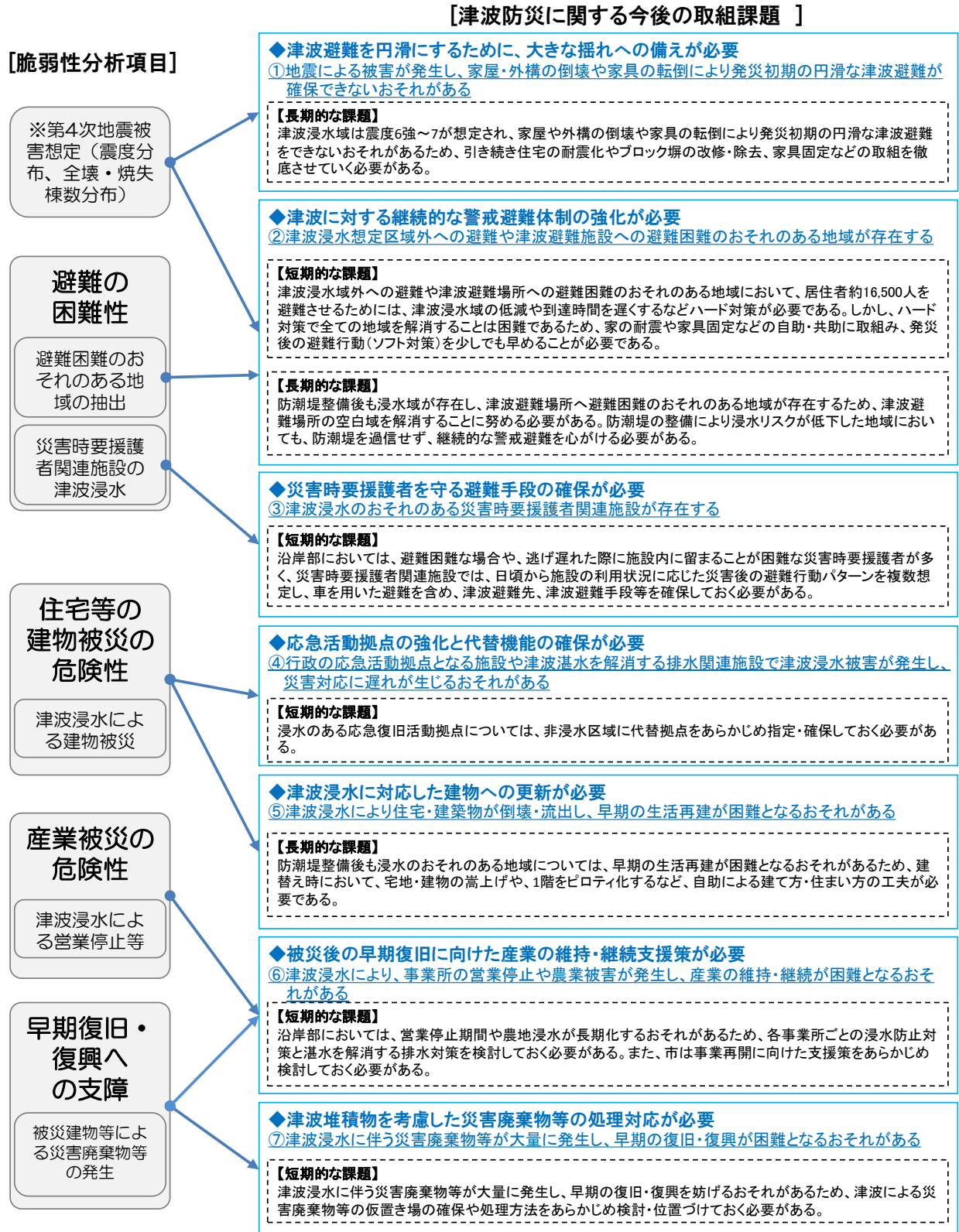
※32 高圧ガス施設：高圧ガスを容器により貯蔵するための施設

※33 液化ガス施設：プロパン・ブタンを主成分に持つ液化石油ガスなどを貯蔵するための施設

※34 大量石油類貯蔵施設：大量の石油類（屋外タンク100kl以上）を貯蔵している施設

3-3 脆弱性分析に基づく津波防災に関する今後の取組課題

脆弱性分析の評価を踏まえた津波防災に関する今後の取組課題は、以下のとおりである。



※なお、「応急対策活動の困難性」の①後方支援区域の活動困難性評価、②津波浸水による火災の発生については、上位計画の見直しや科学的な新たな知見などが明らかになった段階で課題を整理する。

図3-10 脆弱性分析の評価項目と津波防災に関する今後の取組課題の関係

(1) 本計画区域内の津波防災上の課題

本計画区域内を右の3つの地域に分け、地域特性と津波防災上の主な課題を以下に整理する。



図3-11 本計画区域内の3つの地域

①南地域(旧南区)及び中地域(旧中区)の一部を含む地域

【地域特性】

- 高い工業出荷額を誇る工場、流通センター及び卸商団地などの商工業が既存住宅市街地と連担しながら、主にJR東海道本線沿線に分布
- 地域内の市街化調整区域は、土地改良事業による基盤整備や都心への近接性などの要因により宅地化が進行
- 市営住宅が立地する遠州浜などで人口集中地区(DID)^{※35}を形成
- 遠州灘、天竜川及び馬込川など、本市を代表する水辺を有し、後背地には住宅や特別養護老人ホームなどの災害時要援護者関連施設が分布
- 沿岸部には、中田島砂丘や遠州灘海浜公園などの観光・集客施設が立地

【津波防災上の主な課題】

【短期的な課題】

- 地区のほとんどが発災直後に震度6強以上の強い揺れに襲われるため、津波避難を円滑にするための住宅の耐震対策や家具の転倒防止対策など、揺れへの対策が必要
- 区本部の代替機能の確保が必要
- 被災後の早期復旧に向けた商工農業の維持・継続支援策が必要
- 津波湛水などにより津波避難ビルなどに取り残された場合の避難者への備蓄が必要
- 来街者・観光客、災害時要援護者の避難手段等の確保が必要

【中長期的な課題】

- 浸水深2m未満の浸水のおそれがある地域においては、基礎の嵩上げや1階をピロティ^{※36}にするなど建替え時に自助による建て方・住まい方の工夫が必要
- 産業被害を低減し、連鎖倒産を防止するためには事業所の自助による継続的な取り組みが必要
- 軟弱地盤が分布している地域については、液状化による下水道マンホール浮上防止対策の推進により、津波避難場所まで安全にアクセスできる避難路^{※37}及び避難経路の確保が必要



図3-12 旧南区及び旧中区の一部を含む地域

※35 人口集中地区(DID): 国勢調査において設定される統計上の地区である。DIDはDensely Inhabited Districtの頭文字で、市区町村の域内で人口密度が4,000人/km²以上の基本単位数が互いに隣接して人口が5,000人以上となる地区に設定される。都市的地域と農村的地域の区分けや、狭義の都市としての市街地の規模を示す指標として使用される。

※36 ピロティ: 2階以上の建物において地上面(通常の1階に相当する部分)が柱(構造物)を残して外部空間とした建築形式。住宅では、1階を車庫に利用しているケースなどにみられる。

※37 避難路: 避難する場合の道路で、市町村が指定に努める。

②西地域(旧西区)の遠州灘沿岸の地域

【地域特性】

- 東海道や雄踏街道沿いには古くから歴史的なたたずまいを有する市街地が形成されているほか、住宅団地や既存集落も点在
- ハウス栽培を中心とした農業や浜名湖における水産業が盛んで、優良農地や養鰻池などが存在
- 新川、堀留川、九領川、六間川、東神田川などの河川が立地
- 海水浴・釣り・潮干狩りなどに訪れる多くの観光客のリゾート地となっている弁天島や渚園などの観光・スポーツ施設が立地

【津波防災上の主な課題】

【短期的な課題】

- 地区のほとんどが発災直後に震度7の強い揺れに襲われるため、津波避難を円滑にするための住宅の耐震対策や家具の転倒防止対策など、揺れへの対策が必要
- 津波浸水想定区域外への避難や津波避難場所への避難困難のおそれがある地域が存在するため、継続的な津波避難訓練の実施など発災後の避難行動を少しでも早める取組み（ソフト施策）と合わせて、避難場所、避難経路の確保が必要
- 来街者・観光客、災害時要援護者の避難手段等の確保が必要
- 被災後の早期復旧に向けた漁業の維持・継続支援策が必要

【中長期的な課題】

- 防潮堤整備後においても市街地が津波浸水するリスクが残存
- 浸水深2m未満の浸水のおそれがある地域においては、基礎の嵩上げや1階をピロティにするなど建替え時に自助による建て方・住まい方の工夫が必要
- 耐震対策が不十分な河川については堤防の耐震化が必要
- 軟弱地盤が分布している地域については、液状化による下水道マンホール浮上防止対策の推進により、津波避難場所まで安全にアクセスできる避難路及び避難経路の確保が必要

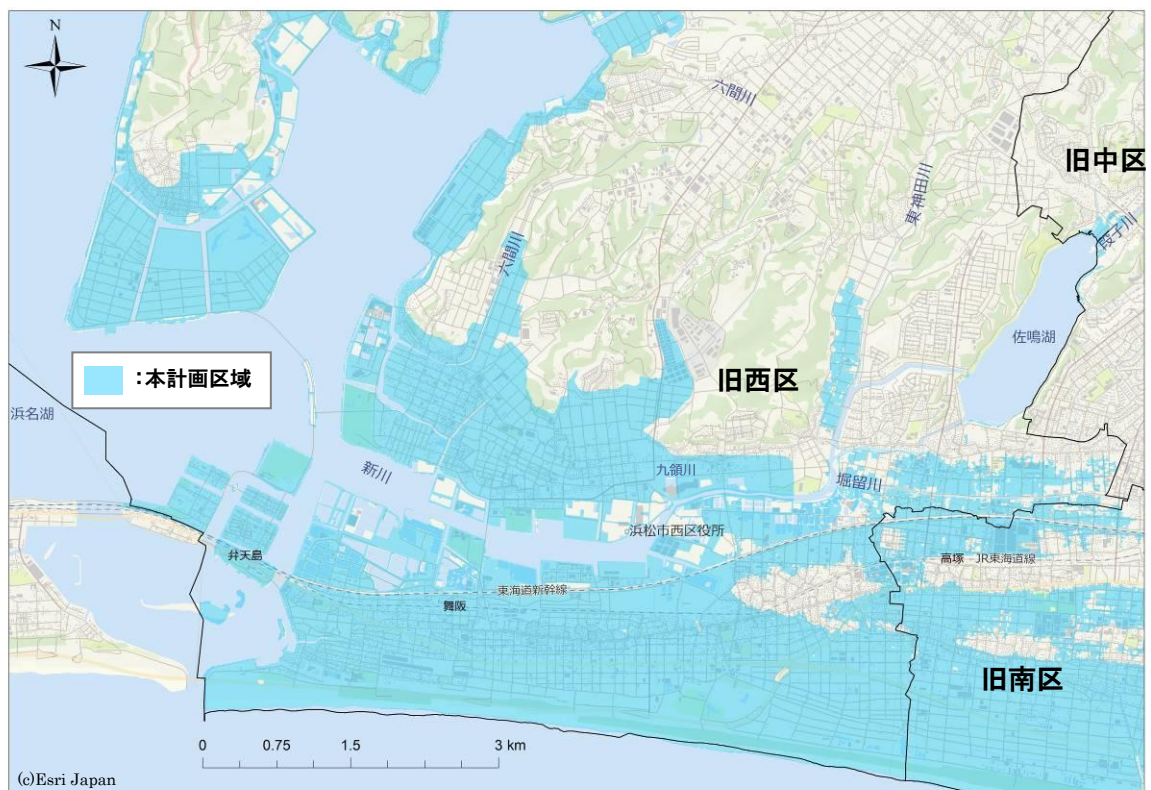


図3-13 旧西区の遠州灘沿岸の地域

③北地域(旧北区)の地域及び西地域(旧西区)の一部(浜名湖内)

【地域特性】

- 市町村合併前のそれぞれの地域に、中心地が存在
- 浜名湖や都田川などの水辺地や中山間地へと連なる森林を有する自然豊かな地域であり、多くの歴史的文化遺産や観光施設が点在
- みかんなどに代表される農業や浜名湖における水産業が集積
- 伊左地川、花川、呉松川、都田川などの河川が立地
- 浜名湖周辺には、館山寺などの温泉街をはじめ、浜名湖ガーデンパーク、はままつフラワerpark、浜松市動物園などの観光施設が多く立地

【津波防災上の主な課題】

【短期的な課題】

- 地区のほとんどが発災直後に震度7の強い揺れに襲われるため、津波避難を円滑にするための住宅の耐震対策や家具の転倒防止対策など、揺れへの対策が必要
- 来街者・観光客の避難手段などの確保が必要
- 被災後の早期復旧に向けた農業・漁業の維持・継続支援策が必要

【中長期的な課題】

- 津波浸水想定区域が狭く浸水深は低いが、過去に津波災害もあることから、津波に対する継続的な警戒体制を構築し、津波対策の教育・啓発に取り組むことが必要



図3-14 旧西区の一部(浜名湖内)の地域及び旧北区の地域

第4章 土地利用の考え方

土地利用については、津波浸水想定を踏まえつつ、地域の土地利用状況や社会情勢の変化を考慮し、総合計画及び都市計画マスタープランで示す将来都市構造や土地利用の方針に反映させた上で、安心安全な市民生活の実現に向けた地域づくりを進める。

コラム ～本市における将来都市構造図～

本市の都市計画マスタープランでは、将来都市構造図が以下のとおり示されている。

■将来都市構造図



《拠点》

●	都心
●	副都心
●	地域拠点
●	主要生活拠点
●	産業拠点
●	観光拠点

《軸》

	広域交流軸
	拠点間連携軸

《帯》

	都市のみどりの帯
	水辺の帯

《土地利用の基本区分》

市街地	
	歩いて暮らせる居住地
	周辺市街地
	市街地外
	中山間地
	都市計画区域

出典：浜松市都市計画マスタープラン（令和3年3月）

図4-1 将来都市構造図

第5章 警戒避難体制の考え方

推進計画区域において津波に対する警戒避難体制^{※38}を整備し、警戒避難に係る取組みを将来にわたり継続する。

警戒避難体制は、「津波避難対策推進マニュアル検討報告書 第2章 市町村における津波避難計画策定指針（総務省消防庁平成25年3月）」に基づき、整備する。

【警戒避難体制の整備に関して定める基本事項】

（1）避難路、津波避難施設（緊急避難場所）

市および住民などは、一人ひとりが津波避難場所、避難路、避難の方法などを把握して津波避難を円滑に行うために、津波避難場所などを指定・設定するとともに、指定・設定した津波避難場所などの機能維持・向上に努める。

（2）情報伝達手段の確保

住民への確実かつ迅速な情報伝達手段を確保するため、地域の実情に応じ、各情報伝達手段の特徴を踏まえて、複数の手段を有機的に組み合わせ、災害に強い総合的な情報伝達システムを構築する。

（3）津波対策の教育・啓発

津波発生時に円滑な避難を実施するためには、津波のメカニズムや海岸付近の地域における津波の危険性、津波避難計画などに関して、津波防災教育や啓発活動を地域の実情に応じ、継続的かつ計画的に実施する。

（4）津波避難訓練の実施

住民組織、社会福祉施設、学校、医療施設、消防団、水防団に加えて、漁業協同組合・港湾管理者、海岸付近の観光施設・宿泊施設、ボランティア組織などの参画を得た地域ぐるみの実施体制の確立を図り、継続的な津波避難訓練の実施を促進する。

（5）津波避難計画の作成

津波避難のあり方は、地域の状況によって異なってくる。そのため、地域の情報を最も把握している住民自ら、地域の実情にあわせた津波避難計画を作成する。

※38 警戒避難体制：津波に対して将来にわたり警戒し、市の津波避難対策、津波防災教育、地域の津波避難訓練などを継続的に講じていくために構築する市及び地域の避難体制。

「津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針」第4章第2項ウでは、浸水想定区域における警戒避難体制の整備について、以下に配慮する必要があるとしている。

「都道府県知事が指定する警戒区域においては、避難訓練の実施、避難場所や避難経路等を定める市町村地域防災計画の充実などを市町村が行うことになり、一方、推進計画区域では、推進計画に基づき、避難路や避難施設等整備の確保のための施設の整備などが行われるため、これらの施策・事業間及び実施主体間の整合を図る必要がある。」

第6章 計画の目標と基本方針

6-1 計画の目標

第1章に述べた理念「津波に強い魅力あるまち・はままつ」に基づき、津波防災上の課題に対して以下の目標を定める。

(1) 津波防災上の課題を踏まえた3つの目標

地域における津波防災上の課題から、以下のとおり津波防災地域づくりの3つの目標を定める。

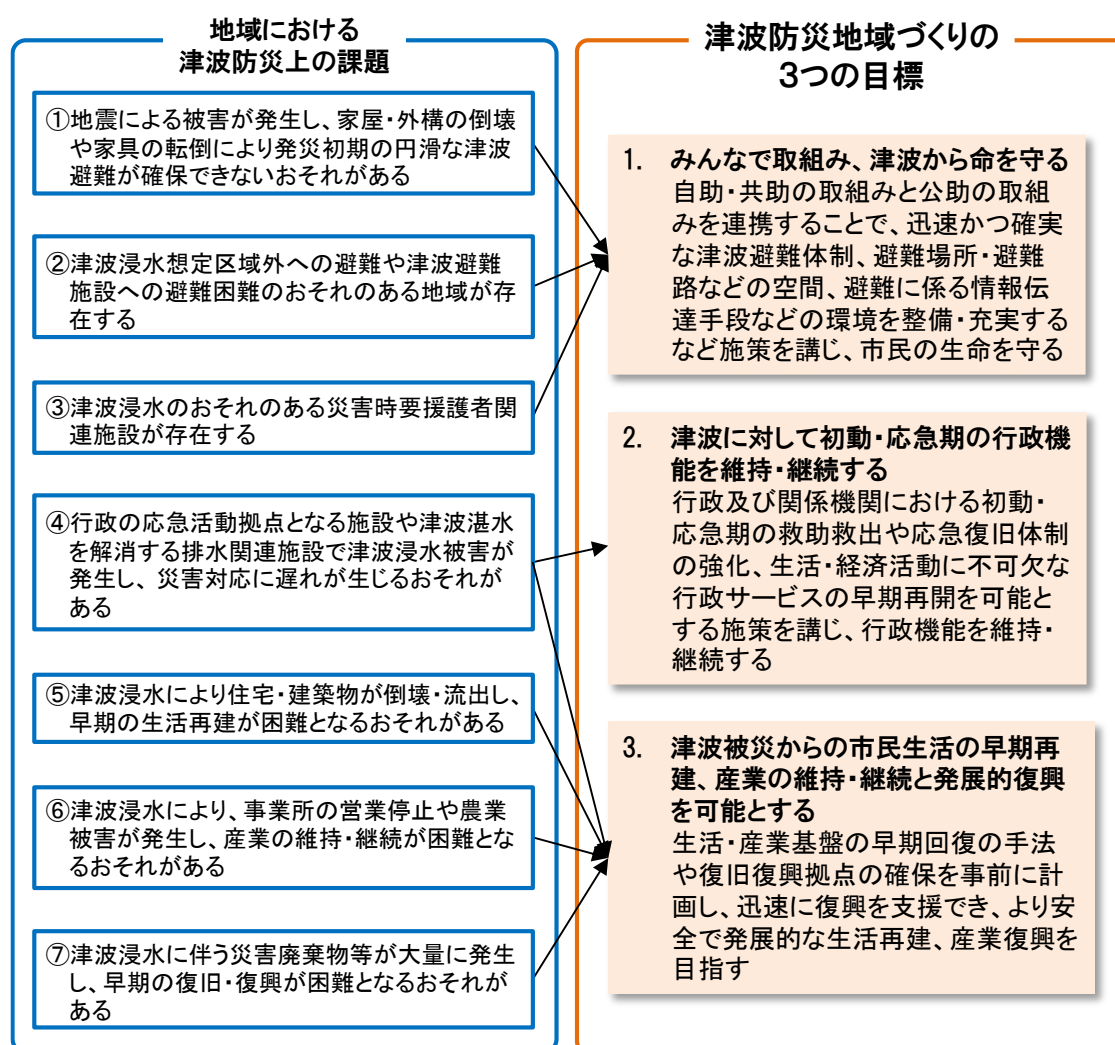


図6-1 津波防災上の課題を踏まえた3つの目標

(2) 施策推進の考え方

津波防災地域づくりの推進施策は、防潮堤整備により大きな減災効果が見込まれるため、防潮堤整備を前提として、ハード・ソフトの施策内容と施策の達成時期（短期、中期、長期）を定める。

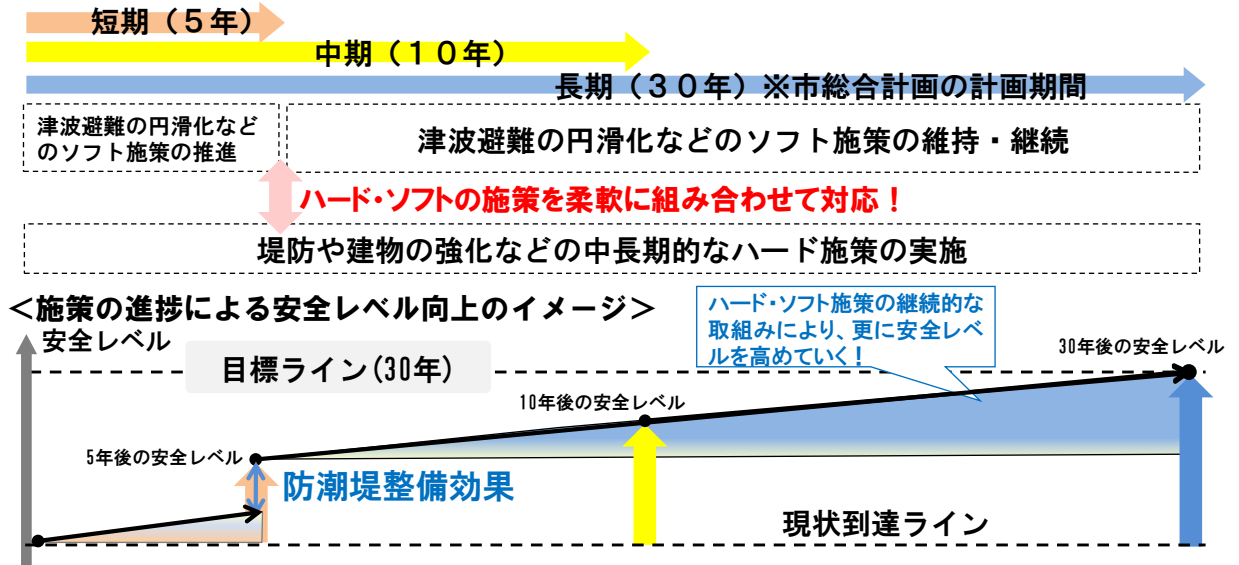


図6-2 施策推進のイメージ

(3) 当面（10年程度）の数値目標の設定

静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013では、10年間で津波が要因の犠牲者を「施設高の確保、施設の質的強化」、「避難施設整備」、「早期避難徹底」に関する施策などを講じることにより、8割減少させることを目指している。

浜松市では、①防潮堤を整備することで避難困難のおそれのある地域の人口、約1万6,500人を約3,200人（約13,300人減、約8割減）に減少させること、②津波避難施設整備や津波避難ビルの指定などで約1,000人分の避難場所を確保し、早期避難を可能にする。

そのため、推進計画の当面・中期の減災目標は、県・市アクションプログラムも踏まえて数値目標を以下のとおり定める。

さらに、将来に向けてより高いレベルの安全性を確保するためには、さらにハード・ソフト施策を組み合わせる津波対策を推進する。

具体的目標の設定

当面・中期(10年程度)の減災目標

第4次地震被害想定において津波が要因となる犠牲者を、今後10年間で約9割減少を目指す

6-2 津波防災地域づくりの基本方針

本市における津波防災地域づくりの基本方針は、津波防災地域づくりの3つの目標に対応した以下の9つの基本方針で構成する。

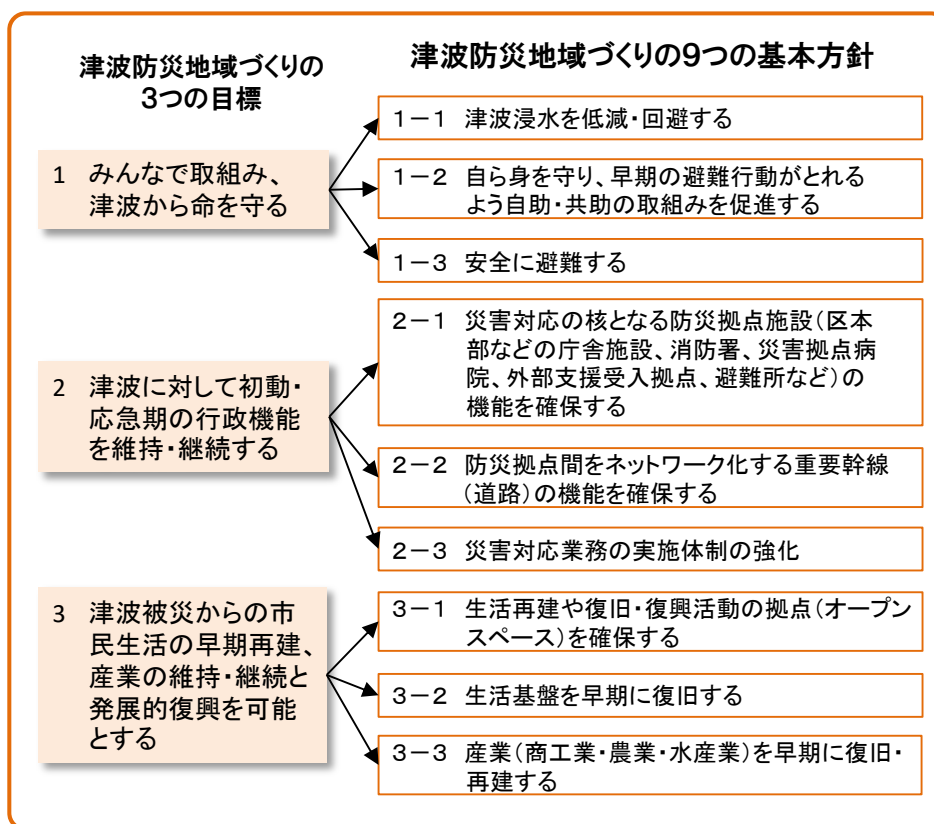


図6-3 津波防災地域づくりの3つの目標と9つの基本方針の関係

6-3 基本方針に基づく施策体系

津波被害を最小限に抑えるためには、早期避難のためのソフト施策としての「①防災教育」「②知らせる」「③逃げる」の視点と、防潮堤などのハード施策としての「④防ぐ」「⑤回避する」の視点が必要である。また、被害から早期に立ち直るための「⑥早期復旧」の視点が必要である。

このことから、この6つの津波対策の視点を踏まえて取組むべき関連施策項目を整理する。



図6-4 津波対策の6つの視点に基づく推進施策のイメージ

① 防災教育

家庭、学校、地域、企業などが、防災講座、教育カリキュラムなどにより、地域の災害の歴史、地震・津波のメカニズム、津波避難方法などを学ぶとともに、津波避難訓練で実践し、地域防災力の向上を図る。

② 知らせる

津波に関する行政機関や民間通信事業者からの地域への情報伝達手段を多重化する。発災直後の津波避難に関する情報については、関係機関・民間事業者との連携も含め、可能な限りあらゆる発信手段を活用できるよう検討する。また、発災後の対応フェーズに則したニーズの高い情報を提供する。

③ 逃げる

津波避難場所を確保するほか、津波から逃げる手段をできる限り確保し、早期避難に努める。

④ 防ぐ

公共土木施設の強化や多重防御により津波外力を低減し、津波外力から生命や財産を守る取組みを進める。

⑤ 回避する

津波浸水リスクの高い地域の被害発生を低減するために、公共施設だけでなく、住宅・事業所の新設・建替え時における自助による地盤の嵩上げやピロティ化を促し、津波浸水を回避する取組みを啓発する。

⑥ 早期復旧

発災後の早期復旧に必要な応急・復旧活動拠点の整備や外部支援の受援体制を強化し、具体的な復旧目標や復旧対象・手順を定め、早期復興へとつなげる。

図 6-5 6つの津波対策の視点

➤ 基本方針1-1

津波浸水を低減・回避する

防 回

本市の津波浸水想定区域は41.9km²と広く、全てを避難対策で対応することは困難である。このため、浜松市沿岸域防潮堤・河川堤防などにより、津波浸水想定区域の低減や回避を図る。

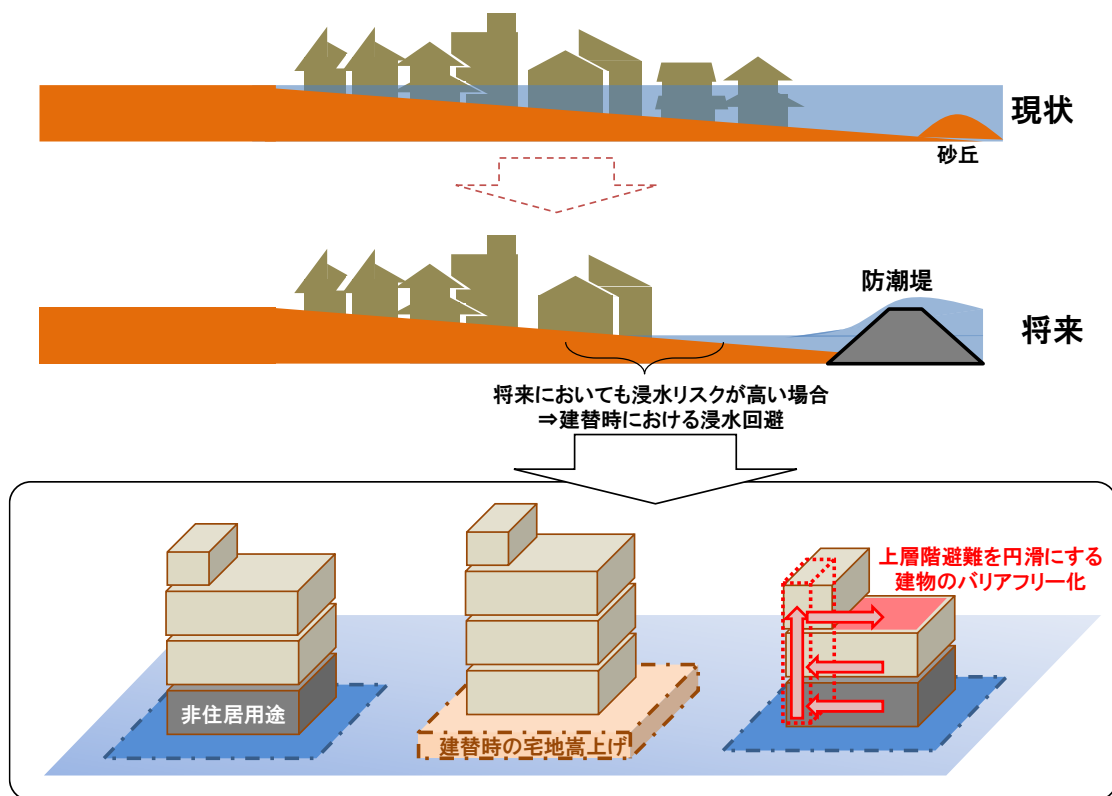


図6-6 津波浸水想定区域内における被害低減、回避のイメージ

[基本方針に基づく関連施策項目]

- 1-1-1 津波浸水被害の低減
- 1-1-2 津波浸水リスクが高い区域における施設立地の制限

参照 P. 50~51

➤ 基本方針 1-2

自ら身を守り、早期の避難行動がとれるよう自助・共助の取組を促進する

教 知 逃

命を守るためには、『地震だ、津波だ、すぐ避難！』少しでも早く！少しでも高く！』の静岡県の統一スローガンのように早期避難が不可欠である。このためには、家屋・家具の耐震や避難訓練などの自助・共助に取り組む。

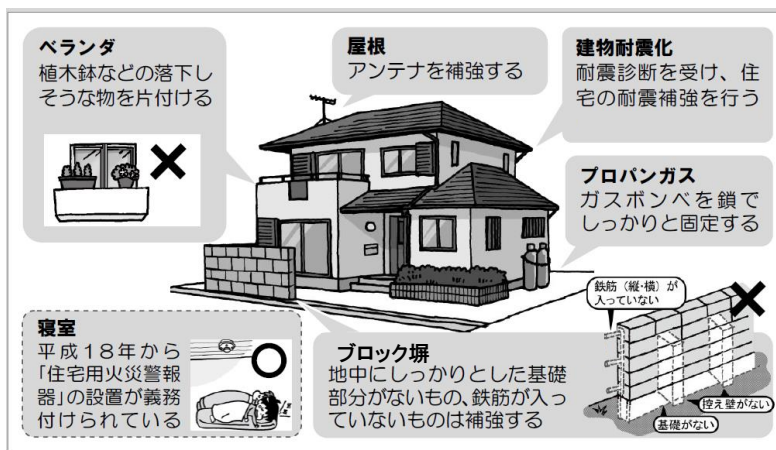


図 6-7 自助による家屋の耐震対策（出典：区版避難行動計画）



図 6-8 津波避難にも必要となる家庭内の家具固定の推進

防災知識を身につけよう

- 地域住民の一人ひとりの防災力の向上を目的とした定期的な活動
- 災害時に自ら行動するための正しい知識の習得

地域の状況を把握しよう

- 地域内の危険箇所や居住者の状況（ひとり暮らしの高齢者の有無など）など、地域のことをよく知る

防災訓練を実施しよう

- 避難訓練や防災知識・行動を習得できる訓練の実施
- 災害時要援護者とともに訓練を実施

この冊子や防災マップを活用した避難経路や避難場所などの確認
災害時要援護者の把握や災害時要援護者の身になった防災環境の点検 など

避難訓練（災害別や夜間の実施などの工夫）
災害図上訓練（DIG）
初期消火訓練（消火器、可搬式ポンプ等）
防災マップを活用した避難経路の設定 など

図 6-9 共助による津波避難体制づくり（出典：区版避難行動計画）

[基本方針に基づく関連施策項目]

- 1-2-1 自宅などの個々の耐震対策の推進
- 1-2-2 日頃からの津波避難訓練や防災教育の実施、防災人材の育成
- 1-2-3 多様な情報伝達手段の確保
- 1-2-4 地域ぐるみの津波避難体制の確立
- 1-2-5 オール浜松体制による共助

参照 P. 52~57

➤ 基本方針 1-3

安全に避難する

逃

安全かつ早期に津波から避難するためには、津波浸水想定区域外への避難経路や津波浸水想定区域内の津波避難場所の確保が必要である。

津波避難場所の空白域の解消や円滑な避難を支える安全な避難路・避難経路の整備、案内誘導策を中長期的な対応として取り組む。

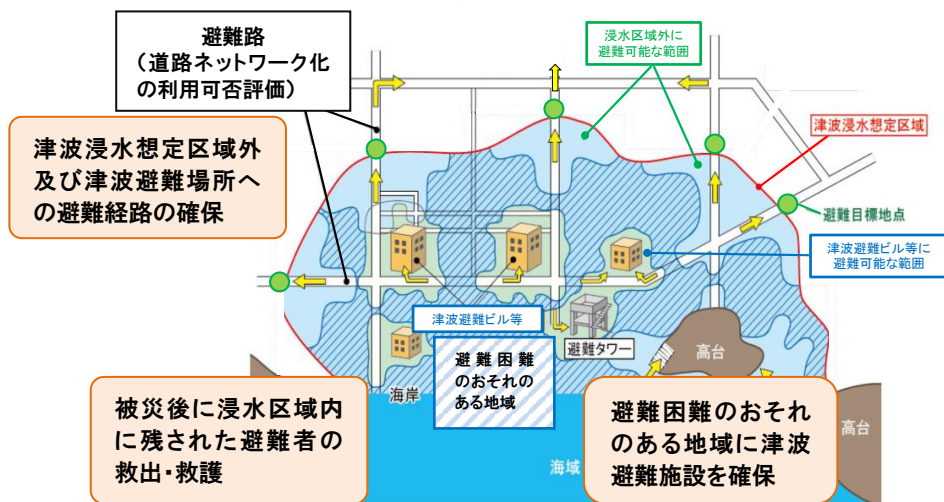


図 6-10 安全な避難先・避難経路の確保とネットワーク化 (イメージ)

[基本方針に基づく関連施策項目]

- 1-3-1 津波避難場所の確保
- 1-3-2 避難路・避難経路の確保
- 1-3-3 避難者の救出・救援

参照 P. 58~60

➤ 基本方針 2-1

災害対応の核となる防災拠点施設（区本部などの庁舎施設、消防署、災害拠点病院、外部支援受入拠点、避難所など）の機能を確保する

初動・応急期の迅速な災害対応や被災後の住民サービスの早期再開には、発災後も行政機能を維持・継続する必要がある。

区本部などの庁舎施設や消防署、災害拠点病院、外部支援受入拠点、避難所などの機能を維持・確保し、行政・関係機関による初動・応急活動が円滑に行えるよう環境を構築する。

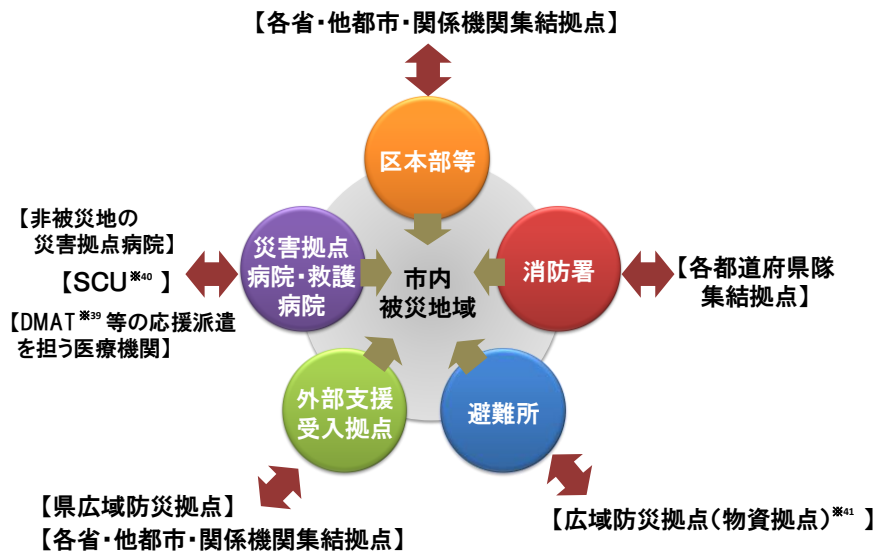


図 6-11 災害対応の拠点となる地域防災拠点施設の機能

[基本方針に基づく関連施策項目]

- 2-1-1 防災拠点施設の確保
- 2-1-2 防災拠点施設の機能維持

参照 P. 61~62

➤ 基本方針 2-2

防災拠点間をネットワーク化する重要幹線（道路）の機能を確保する

初動・応急期の迅速な災害対応を実現するためには、被災現場と地域防災拠点施設間を結ぶ安全な道路のネットワーク化が必要である。

中部圏地震防災基本戦略で位置づけられた「中部版くしの歯作戦」^{※42}における啓開路線及び静岡県で定められている緊急輸送路の見直しも行き、地域の安全な道路ネットワークを構築する。

※39 DMAT: DMATとは、Disaster Medical Assistance Teamの頭文字で、地震発生後速やかに広域医療搬送活動に従事するため非被災地から派遣される災害派遣医療チーム
 ※40 SCU: SCUとは、Staging Care Unitの頭文字で、被災地内で発生した重症・重篤な傷病者を非被災地の災害拠点病院に広域医療搬送するために設置される臨時的な医療施設。空輸により搬送される患者の容態を一時的に安定化することを目的に設置される。
 ※41 広域防災拠点(物資拠点): 自治体の管轄区域を越えた広域にわたる応急復旧活動の展開拠点、あるいは救援物資の中継拠点などとなる施設
 ※42 中部版くしの歯作戦: 中部地方幹線道路協議会道路管理防災・震災対策検討分科会において検討され、平成25年5月に策定された計画。被害が甚大なエリア(津波では沿岸部)の救援・救護のため、道路啓開を短期間で行うために具体的な手順を示している(人命救助(3日以内)、緊急物資輸送支援(7日以内))。

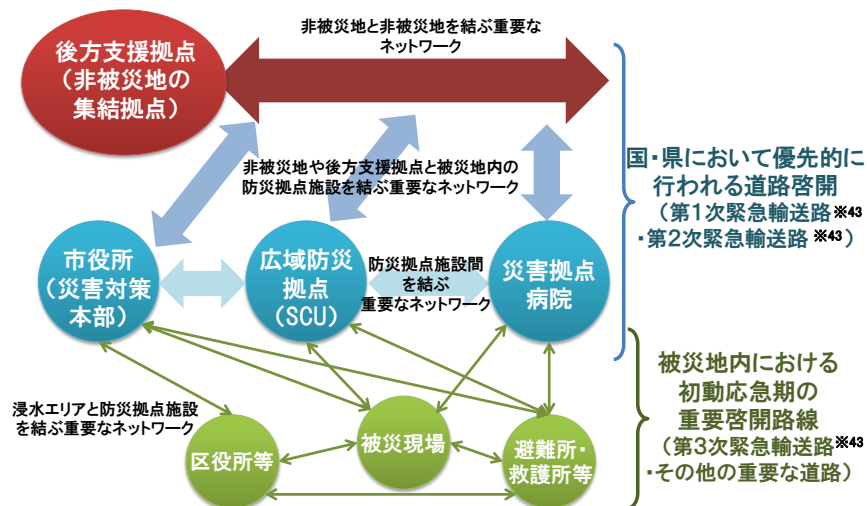


図 6-12 防災拠点間をネットワーク化する重要幹線（道路）の機能確保

[基本方針に基づく関連施策項目]

- 2-2-1 重要幹線（道路）の優先整備・啓開復旧の位置づけ
- 2-2-2 重要幹線（道路）の防災機能強化

参照 P. 62~63

➤ 基本方針 2-3

災害対応業務の実施体制の強化

復

地震・津波の発災時間なども踏まえ、市の災害対策本部や各部本部の早期設置のほか、各所管施設の機能確保を行う必要がある。そのため、被災後の限られた参集職員で対応するための効率的な災害対応業務及び非常時優先業務^{※44}の遂行体制を構築する。

[基本方針に基づく関連施策項目]

- 2-3-1 災害対策本部・職員体制の整備
- 2-3-2 外部支援の積極的受入・活用

参照 P. 64

※43 緊急輸送路：地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速道路、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事等が指定する防災拠点を相互に連絡する道路。静岡県では第1次～第3次まで設定されている。

※44 非常時優先業務：行政の日常業務のうち、災害時にも継続して実施すべき業務又は早期に復旧すべき業務

目標 3) 津波被災からの市民生活の早期再建、産業の維持・継続と発展的復興を可能とする

回復

➤ 基本方針 3-1

生活再建や復旧・復興活動の拠点（オープンスペース）を確保する

回復

被災後の住民生活を早期再建するためには、被災者への応急仮設住宅の提供や津波により発生した災害廃棄物等への対応を速やかに行う必要がある。静岡県第4次地震被害想定を踏まえ、発災後の応急復旧や復興事業推進に必要な用地（オープンスペースなど）をあらかじめ定めておき、発災後の応急仮設住宅^{※45}の確保及び災害廃棄物等の処理対応を円滑に行う。

[基本方針に基づく関連施策項目]

3-1-1 円滑な災害廃棄物等処理体制の構築

3-1-2 応急仮設住宅の早期確保

3-1-3 遺体への適切な対応

参照 P. 65~66

➤ 基本方針 3-2

生活基盤を早期に復旧する

回復

生活基盤の早期復旧には、電気、水道、ガスなどのライフライン施設の早期復旧や津波湛水の早期解消が不可欠となる。

ライフライン復旧のための関係機関への広域応援要請やライフライン復旧活動に必要な津波湛水区間の緊急排水の支援要請など、ライフラインの優先的復旧箇所をあらかじめ想定しておき、生活基盤確保のための円滑な復旧体制を構築する。

また、静岡県第4次地震被害想定において被災のおそれのある地域を対象に、防災都市づくり計画や事前復興計画の検討に取組み、被災後においても住宅・市街地の復興計画・事業推進に関する円滑な合意形成を図ることのできる検討体制を構築する。

[基本方針に基づく関連施策項目]

3-2-1 ライフライン関係機関による早期復旧対策の構築

3-2-2 津波湛水の早期解消

3-2-3 事前復興計画の検討体制の構築

参照 P. 66~68

※45 応急仮設住宅：災害などにより、居住する住家がなく、自らの資金では住宅を得ることのできない者に対し、簡単な住宅を仮設し、一時的な住居の安定を図るための住宅

➤ 基本方針 3-3

産業（商工業・農業・水産業）を早期に復旧・再建する



被災後も地域の産業（商工業・農業・水産業）を維持・継続するには、自助による事前の備え（揺れによる耐震対策及び津波による浸水対策）が不可欠となる。また、被災した場合にも早期に事業が再開できるよう、事後の対応をあらかじめ想定する必要がある。

そのため、事業所の事業継続計画（BCP）^{※46}策定を支援するとともに、被災後の早期復旧に対する支援制度を検討することで、被災後も本市の産業が継続的に発展できるように努める。

[基本方針に基づく関連施策項目]

3-3-1 産業（商工業・農業・水産業）の早期復旧

参照 P. 69


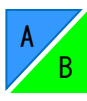


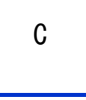

※46 事業継続計画（BCP）：BCPとは、Business continuity planningの頭文字で、災害などリスクが発生したときに事業所の重要業務が中断しないように、また、万一事業活動が中断した場合でも、目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴うリスクを最低限にするために、平時から事業継続について戦略的に準備しておく計画

第7章 津波防災地域づくりの推進施策（アクション）

7-1 対象区域の考え方

防潮堤整備により将来的に津波浸水想定区域が大幅に減少することを踏まえ、推進計画区域における推進施策は、短期と中長期に分けて表7-1のように対象区域が推移する。

表7-1 防潮堤整備を考慮した施策の対象区域の考え方

対象区域の区分		短期	中長期
略称	内容		
市域	推進計画区域にとられず、耐震や備蓄などの地震対策を行う区域で市全域	市	市
推進計画全域	第4次地震被害想定に基づく南海トラフ巨大地震レベル2津波による津波浸水想定区域（A）と歴史的視点を踏まえた安政東海地震の想定津波浸水域（B）の両方を考慮した推進計画区域の全域		
L2 浸水	推進計画区域の内、第4次地震被害想定に基づく南海トラフ巨大地震レベル2津波による津波浸水想定区域（A）		
L2・2m 以上	推進計画区域の内、第4次地震被害想定に基づく南海トラフ巨大地震レベル2津波による津波浸水想定区域で木造家屋の流出が懸念される浸水深が2m以上の区域（C）		—
後・L2 浸水	推進計画区域の内、防潮堤整備後においても、依然として南海トラフ巨大地震レベル2津波により浸水が想定される区域（D）（*） * 防潮堤の減災効果を定量的に把握するため、県が計算した防潮堤整備後にレベル2津波が襲来した場合における各メッシュ（10mメッシュ）の浸水域、浸水深のデータ（静岡県交通基盤部）	—	

【参考】 L1 浸水	推進計画区域の内、静岡県第4次地震被害想定に基づく東海・東南海・南海地震レベル1津波による津波浸水想定区域
---------------	---



移行



図7-1 短期の施策対象区域（防潮堤整備前）

図7-2 中長期の施策対象区域（防潮堤整備後）

7-2 推進施策（アクション）

ここでは、6-3 で整理した施策体系に基づく推進施策（アクション）を整理する。

（1）推進施策（アクション）の記載事項について

推進施策（アクション）は、津波防災地域づくりの目標・基本方針・施策項目の体系に基づき、①アクション名、②目標指標、③短中期の数値目標、④短期終了時点、⑤目標達成時期、⑥対象区域、⑦実施主体、⑧法律上の該当を記載している。以下に凡例と表記例を示す。

【目標達成時期】 ■ …計画期間内に完了する施策 ■ …維持・継続する施策
【法律上の該当】 法律第 10 条第 3 項第 3 号「津波防災地域づくりの推進のために行う事業又は事務に関する事項 イ 海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設等に係る施設の整備に関する事項 ロ 津波防護施設の整備に関する事項 ハ 一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地の整備のための事業に関する事項 ニ 避難路、避難施設、地域防災拠点施設等、円滑な避難確保のための施設の整備に関する事項 ホ 集団移転促進事業に関する事項 ヘ 地籍調査の実施に関する事項 ト 民間資金、経営能力及び技術的能力の活用の促進 チ その他（法律には記載なし）上記イ～トに該当しないもの

表 7-2 各推進施策（アクション）の表記例

①アクション名	②目標指標	③短中期の数値目標	④短期終了時点	⑤中期終了時点	⑥目標達成時期				⑦対象区域	⑧実施主体		⑨法律上の該当
					H25年度まで	短期5年	中期10年	長期30年		自助・共助	公助（所管課）	
11101 浜松市沿岸域防潮堤の整備	全体計画延長約 17.5km に対する整備済み延長の割合	100%	継続	完了					L2 浸水	—	静岡県 浜松市	チ

（2）推進施策（アクション）

目標及び基本方針に基づいて、推進施策（アクション）を抽出し、全体で 114 アクションとなった。目標・基本方針別の推進施策（アクション）数を表 7-3 に示す。

表 7-3 目標・基本方針別の推進施策（アクション）数

目標	基本方針	計
1 みんなで取組み、津波から命を守る (76 アクション)	1-1 津波浸水を低減・回避する	17
	1-2 自ら身を守り、早期の避難行動がとれるよう自助・共助の取組を促進する	42
	1-3 安全に避難する	17
2 津波に対して初動・応急期の行政機能を維持・継続する (16 アクション)	2-1 災害対応の核となる防災拠点施設（区本部などの庁舎施設、消防署、災害拠点病院、外部支援受入拠点、避難所など）の機能を確保する	6
	2-2 防災拠点間をネットワーク化する重要幹線（道路）の機能を確保する	6
	2-3 災害対応業務の実施体制の強化	4
3 津波被災からの市民生活の早期再建、産業の維持・継続と発展的復興を可能とする (22 アクション)	3-1 生活再建や復旧・復興活動の拠点（オープンスペース）を確保する	3
	3-2 生活基盤を早期に復旧する	12
	3-3 産業（商工業・農業・水産業）を早期に復旧・再建する	7
総アクション数		114

◆基本方針1-1
津波浸水を低減・回避する

防 回

1-1-1 津波浸水被害の低減 (11アクション)

【主な内容】

レベル2津波に対して減災対応する浜松市沿岸域防潮堤及びレベル1津波に対応する河川堤防などのハード施策（公助）を主体として、津波による浸水被害を低減する。

防潮堤は短期の整備完了を予定しており、前述の3-1（3）のとおり人命や財産を守る大幅な減災効果が見込める。

なお、海岸防災林^{※47}の維持管理により、さらに減災効果を高める必要がある。

①アクション名	②目標指標	③短中期の数値目標	④短期終了時点	⑤中期終了時点	⑥目標達成時期				⑦対象区域	⑧実施主体		⑨法律上の該当
					H25年度まで	短期5年	中期10年	長期30年		自助・共助	公助(所管課)	
11101 浜松市沿岸域防潮堤の整備	全体計画延長約17.5kmに対する整備済み延長の割合	100%	継続	完了					L2 浸水	—	静岡県 浜松市	チ
11102 レベル1津波に対する津波対策施設(県:河川)の整備	レベル1津波に対する整備が必要な河川の整備率(2河川)	50%	継続	継続					L2 浸水	—	県)河川海岸整備課	イ
11103 レベル1津波に対する津波対策施設(国管理:河川)の整備	レベル1津波に対する整備が必要な河川の整備率(河口から10km)	100%	完了	完了					L1 浸水	—	国土交通省	イ
11104 津波到達までに閉鎖可能な津波対策施設(樋門)の整備(土木部所管)	要対策樋門の整備率	30%	継続	継続					後・L2 浸水	—	市)河川課	イ
11105 津波到達までに閉鎖可能な津波対策施設(樋門)の整備(産業部所管)	要対策樋門の整備率(全12箇所)	100%	継続	継続					後・L2 浸水	—	市)農地整備課	イ
11106 河川堤防(国管理:河川)の耐震化	耐震化が必要な河川堤防の整備率(河口から10km)	100%	完了	完了					L1 浸水	—	国土交通省	イ
11107 河川堤防(県管理)の耐震化	耐震化が必要な河川堤防の整備率(2河川)	50%	継続	継続					L2 浸水	—	県)河川海岸整備課	イ
11108 河川堤防(市管理)の耐震化	耐震化が必要な河川堤防整備率	100%	継続	継続					後・L2 浸水	—	市)河川課	イ

※47 海岸防災林：飛砂防止、防風、潮害防備などの防災機能に加え、生物多様性保全機能や、保健休養機能など多様な役割を有した森林。東日本大震災による津波被害を受けて津波被害軽減効果に対する期待も高まっている。

①アクション名	②目標指標	③短中期の数値目標	④短期終了時点	⑤中期終了時点	⑥目標達成時期				⑦対象区域	自助・共助	⑧実施主体 公助(所管課)	⑨法律上の該当
					H25年度まで	短期5年	中期10年	長期30年				
11109 河川堤防(県管理)の粘り強い構造の改良	粘り強い構造への改良が必要な河川堤防の整備率(2河川)	50%	継続	継続					L2 浸水	—	県)河川海岸整備課	イ
11110 海岸防災林の整備	海岸防災林となる抵抗性クロマツの苗木の供給(県内74万本)	100%	継続	継続					市域	—	県)森林整備課	イ
11111 堤防計画に合わせた橋梁架け替え	馬込川水系沿岸地域における浜松市管理橋梁(7橋(1橋対策済))の河川の堤防整備に合わせた橋梁計画の策定、整備率	28%	継続	継続					後・L2 浸水	—	市)道路保全課	ロ

1-1-2 津波浸水リスクが高い区域における施設立地の制限 (6アクション)

【主な内容】

公共施設更新時における耐水・耐浪化及び市営住宅の用途廃止などを実施し、津波浸水を回避する。また、宅地・建物(家屋・事業所)などの新設・建替え時において自助による地盤の嵩上げやピロティ化を促し、津波による浸水被害を低減する。

①アクション名	②目標指標	③短中期の数値目標	④短期終了時点	⑤中期終了時点	⑥目標達成時期				⑦対象区域	自助・共助	⑧実施主体 公助(所管課)	⑨法律上の該当
					H25年度まで	短期5年	中期10年	長期30年				
11201 津波災害(特別)警戒区域指定の促進	浜松市内の津波災害警戒区域の指定	100%	継続	継続					推進計画全域	—	県)河川企画課	チ
11202 避難対象地区(津波危険予想地域)の設定	避難対象地区の設定	100%	完了	完了					L2 浸水	—	市)危機管理課	チ
11203 宅地・建物(家屋、事業所)等の地盤の嵩上げ・ピロティ化	—	—	—	—					L2 浸水	○	—	ト
11204 施設の津波浸水対策の促進(西部清掃工場)	西部清掃工場の津波対策の進捗率	100%	完了	完了					後・L2 浸水	—	市)廃棄物処理課	チ
11205 旧ごみ焼却施設の解体	津波浸水想定区域内の旧ごみ焼却施設の解体の実施	100%	継続	継続					後・L2 浸水	—	市)廃棄物処理課	チ
11206 市営住宅の用途廃止の実施	現在の津波浸水想定区域内の1階、2階建て市営住宅棟数に対する用途廃止棟数の割合(全43棟)	95%	継続	継続					L2 浸水	—	市)住宅課	チ

◆基本方針1-2

自ら身を守り、早期の避難行動がとれるよう自助・共助の取組を促進する



1-2-1 自宅などの個々の耐震対策の推進 (7アクション)

【主な内容】

発災時に自ら身を守り、早期の避難行動がとれるように家の耐震対策や家具類の転倒防止対策を促進するとともに、啓発用リーフレットなどを用いて周知する。

また、地震などの災害発生時に自力で避難することの困難な利用者が入所する老人福祉施設などの耐震化を促進する。

①アクション名	②目標指標	③短中期の数値目標	④短期終了時点	⑤中期終了時点	⑥目標達成時期				⑦対象区域	自助・共助	⑧実施主体		⑨法律上の該当
					H25年度まで	短期5年	中期10年	長期30年			公助(所管課)		
12101 木造住宅の耐震化促進	耐震性のある住宅(空き家を除く)割合 (全約31万戸)	90% (H27年度末)	継続	継続					市域	○	市)建築行政課	二	
12102 災害時の拠点となる大規模特定建築物(老人福祉施設等)の耐震化の促進	耐震性のある大規模特定建築物の割合 (全約2,500棟)	90% (H27年度末)	完了	完了					市域	○	市)建築行政課	二	
12103 家庭内の地震対策の促進(市民)	市民アンケートによる家具の固定(一部を含む)をしている市民の割合	100%	継続	継続					市域	○	市)危機管理課	二	
12104 公立学校の校(園)舎・体育館等の耐震化の推進	市立幼稚園の園舎、小中学校の校舎、体育館等の耐震化率 幼稚園62棟 小中学校591棟	100%	完了	完了					市域	-	市)公共建築課	二	
12105 公立小中学校の非構造部材の耐震化	落下防止対策整備率 つり天井対策 体育館5棟 武道館8棟 その他の非構造部材対策 体育館41箇所 武道館2箇所	100%	完了	完了					市域	-	市)教育施設課	二	
12106 公立小中学校・幼稚園のガラス飛散防止フィルムの整備	ガラス飛散防止フィルム整備率 小学校95校 中学校45校 幼稚園53園	100%	完了	完了					市域	-	市)教育施設課	二	
12107 津波浸水想定区域内にある病院の避難計画の策定	津波浸水想定区域内の病院(10病院)における津波避難計画の策定及び訓練実施の割合 (うち浜松市は4病院)	100%	完了	完了					L2 浸水	○	県)医務政策課	二	

1-2-2 日頃からの津波避難訓練や防災教育の実施、防災人材の育成 (21 アクション)

【主な内容】

あらゆる主体・施設での津波避難訓練の充実・強化や津波避難行動マニュアルの更新を図り、地域の防災力の向上につなげる。

また、過去に甚大な被害をもたらした歴史津波に対する理解を深めるため、津波の痕跡、言い伝え、教訓などについて各年代に適した教育手法を整備する。

さらに、市民一人ひとりの防災知識の向上を図るために最新の津波シミュレーション結果など分かり易い災害リスク情報、津波のメカニズム、津波避難方法などについて、地域への説明会や参考となる資料の提供などで周知に取り組む。

①アクション名	②目標指標	③短中期の数値目標	④短期終了時点	⑤中期終了時点	⑥目標達成時期				⑦対象区域	⑧実施主体 自助・共助 公助(所管課)	⑨法律上の該当
					H25年度まで	短期5年	中期10年	長期30年			
12201 津波避難計画策定の推進	津波避難計画の策定	100%	完了	完了					推進計画全域	— 市) 危機管理課	チ
12202 新たな津波ハザードマップの整備の推進	津波ハザードマップ(紙媒体)の策定	100%	完了	完了					L2 浸水	— 市) 危機管理課	チ
12203 津波避難訓練の拡充・強化(市民、自主防災組織)	津波浸水想定区域内における自主防災組織の津波避難訓練の実施率(域内140隊)(災害時要援護者の参加を含む)	100%	継続	継続					L2 浸水	○ 市) 危機管理課 市) 中・西・南・北区振興課 市) 障害保健福祉課 市) 高齢者福祉課 市) 介護保険課	チ
12204 津波避難訓練の拡充・強化(社会福祉施設)	津波浸水想定区域内にある社会福祉施設の災害対応マニュアル見直し及び津波避難訓練の実施率(県内489施設)	100%	継続	継続					市域	○ 県) 健康福祉部企画政策課	チ
12205 津波避難訓練の拡充・強化(清掃施設)	清掃施設(西部清掃工場)の災害対応マニュアル見直し及び津波避難訓練の実施率(年1回)	100%	継続	継続					L2 浸水	— 市) 廃棄物処理課	チ
12206 公立高校の津波避難行動マニュアルの見直し	県立高校・特別支援学校(12校)の津波避難行動マニュアルの見直し率(うち浜松市は4校)	100%	完了	完了					L2 浸水	— 県) 健康体育課	チ
12207 公立小中学校・幼稚園の防災対策基準及び危機管理マニュアル(災害安全編)の見直し	防災対策基準及び危機管理マニュアル(災害安全編)の見直し率	100%	完了	完了					市域	— 市) 健康安全課 市) 幼児教育・保育課	チ

①アクション名	②目標指標	③短中期の数値目標	④短期終了時点	⑤中期終了時点	⑥目標達成時期				⑦対象区域	自助・共助	⑧実施主体 公助 (所管課)	⑨法律上の該当
					H25年度まで	短期5年	中期10年	長期30年				
12208 公立保育園の津波避難行動マニュアルの見直し	津波避難マニュアルの見直し率	100%	完了	完了					L2 浸水	—	市) 幼児教育・保育課	チ
12209 公立及び私立保育園の津波避難行動マニュアルの周知	公立及び私立保育園への配付率	100%	完了	完了					市域	—	市) 幼児教育・保育課	チ
12210 私立学校の津波避難行動マニュアルの見直し	私立学校(25校)の津波避難行動マニュアルの見直し率 (うち浜松市は6校)	100%	完了	完了					L2 浸水	○	県) 私学振興課	チ
12211 公立小中学校・幼稚園の防災教育に係る教材の作成	防災教育に係る教材の作成率	100%	完了	完了					市域	—	市) 健康安全課 市) 幼児教育・保育課	チ
12212 公立小中学校・幼稚園における防災リーダーの養成	防災リーダーの養成率 対象 小学校 96校 中学校 48校 幼稚園 60園	100%	継続	継続					市域	—	市) 健康安全課 市) 幼児教育・保育課	チ
12213 公立保育園の防災教育に係る教材・カリキュラムの見直し	園児の発達段階にあわせたカリキュラムの見直し率	100%	完了	完了					L2 浸水	—	市) 幼児教育・保育課	チ
12214 公立小中学校・幼稚園の津波防災に係る津波避難訓練の充実・強化	津波避難訓練実施率 対象 小学校 11校 中学校 8校 幼稚園 3園	100%	継続	継続					推進計画全域	—	市) 健康安全課 市) 幼児教育・保育課	チ
12215 公立保育園の津波防災に係る研修会・避難訓練の実施	津波浸水想定区域内にある保育園4園における津波避難訓練実施率	100%	継続	継続					L2 浸水	—	市) 幼児教育・保育課	チ
12216 社会福祉施設の津波避難行動マニュアルの整備	津波避難行動マニュアルの策定率	100%	継続	継続					L2 浸水	○	市) 障害保健福祉課 市) 高齢者福祉課 市) 介護保険課	チ
12217 津波関連標識(避難地・避難地案内・標高等)の設置	津波関連標識の設置	100%	継続	継続					推進計画全域	—	市) 危機管理課	ニ
12218 津波関連標識(国管理:道路:標高等)の設置	浜松市内の国道1号(現道、BP含む)における津波関連標識設置数の割合 津波注意標識7箇所 海拔表示シート9箇所	100%	継続	完了					L2 浸水	—	国土交通省	ニ

①アクション名	②目標指標	③中期の 短中期 の数值 目標	④短期 終了時 点	⑤中期 終了時 点	⑥目標達成時期				⑦対象区域	⑧実施主体 自助・共助 公助 (所管課)	⑨法律上の 該当
					H25年度 まで	短期 5年	中期 10年	長期 30年			
12219 津波関連標識（国管理：河川：標高等）の設置	天竜川河口から10kmまでの1km毎に設置（対象11箇所）	100%	完了	完了					市域	— 国土交通省	二
12220 津波浸水想定と津波避難方法の周知・啓発（自主防災隊等）	津波浸水想定や避難方法を含む出前講座の実施率（年100回実施）	100%	継続	継続					市域	○ 市）危機管理課 市）全区区振興課	チ
12221 公共施設の津波避難行動マニュアルの策定	津波避難行動マニュアルの策定率（59施設）	100%	継続	継続					L2 浸水	— 市）危機管理課	チ

1-2-3 多様な情報伝達手段の確保 (9アクション)

【主な内容】

同報無線の拡充に加え、コミュニティ FM による緊急情報放送、緊急速報メールによるプッシュ型の一斉配信の多様なメディアにより津波警報・避難勧告・避難指示などの重要な情報を確実に伝える体制を整備する。

また、沿岸に人が行かなくても、津波の到達状況を確認し、的確に判断するための津波監視カメラの整備や、より早く多様な年齢層への伝達ができる情報伝達手段を確保する。

①アクション名	②目標指標	③短中期の数値目標	④短期終了時点	⑤中期終了時点	⑥目標達成時期				⑦対象区域	⑧実施主体 自助・共助 公助(所管課)	⑨法律上の該当
					H25年度まで	短期5年	中期10年	長期30年			
12301 緊急情報伝達手段の強化推進	津波警報等の緊急情報の伝達手段の複数確保	100%	継続	完了					L2 浸水	— 市) 危機管理課	チ
12302 災害時情報伝達の強化・促進(同報無線)	津波警報等を伝達する区域の屋外子局デジタル化の整備率(浸水域 162 基)	100%	継続	完了					L2 浸水	— 市) 危機管理課	チ
12303 公共津波避難ビルにおける通信手段の確保	公共津波避難ビルへの設置率(全 61 台)	100%	完了	完了					L2 浸水	— 市) 危機管理課	チ
12304 緊急情報放送(FM Haro!)の活用	緊急情報放送の導入	100%	完了	完了					市域	— 市) 危機管理課	チ
12305 携帯電話メール(緊急速報メール)の活用	3 社キャリア(docomo、au、softbank)との契約	100%	完了	完了					市域	— 市) 危機管理課	チ
12306 津波監視カメラの整備	津波監視カメラ整備率(全 5 基)	100%	完了	完了					L2 浸水	— 市) 危機管理課	チ
12307 障がいのある人に対する災害時等情報伝達の強化	情報提供を必要としている視覚・聴覚障害者の把握率(必要としている視覚・聴覚障害者数)	100%	完了	完了					L2 浸水	— 市) 障害保健福祉課	チ
12308 公立保育園の災害情報提供体制(171の保護者への周知)	災害伝言ダイヤル「171」の保護者へ周知率	100%	継続	継続					市域	— 市) 幼児教育・保育課	チ
12309 広域監視カメラの設置	浜松市内での自然災害等を原因とする交通障害および重要施設への災害状況把握のための監視カメラの設置・3箇所	100%	継続	完了					市域	— 国土交通省	チ

1-2-4 地域ぐるみの津波避難体制の確立 (4アクション)

【主な内容】

地域における津波避難について、避難経路の事前の点検、地域での連携体制や役割分担、避難方法を明記した地区ごとの津波避難計画を作成し、避難行動における支障事項を解決するための計画づくりを促進する。

①アクション名	②目標指標	③短中期の数値目標	④短期終了時点	⑤中期終了時点	⑥目標達成時期				⑦対象区域	自助・共助	⑧実施主体 公助(所管課)	⑨法律上の該当
					H25年度まで	短期5年	中期10年	長期30年				
12401 地区レベルの津波避難計画作成の促進	津波避難計画作成率 (20地区)	100%	継続	完了					L2 浸水	○	市) 危機管理課	チ
12402 浜松市災害時避難行動要支援者避難支援計画の見直し	避難行動要支援者名簿の自治会への配布	100%	完了	完了					市域	○	市) 危機管理課 市) 福祉総務課 市) 障害保健福祉課 市) 介護保険課 市) 高齢者福祉課	チ
12403 地域における災害時要援護者の津波避難支援体制の確立	災害時要援護者の把握	100%	完了	完了					L2 浸水	○	市) 障害保健福祉課 市) 高齢者福祉課 市) 介護保険課	チ
12404 自動車での避難方法の検討	自動車避難方法の検討会設置	100%	完了	完了					推進計画全域	—	国土交通省 市) 危機管理課 市) 道路企画課 市) 下水道工事課	チ

1-2-5 オール浜松体制による共助 (1アクション)

【主な内容】

甚大な災害に対するリスクの回避・低減を図るため、津波対策事業基金を創設する。

①アクション名	②目標指標	③短中期の数値目標	④短期終了時点	⑤中期終了時点	⑥目標達成時期				⑦対象区域	自助・共助	⑧実施主体 公助(所管課)	⑨法律上の該当
					H25年度まで	短期5年	中期10年	長期30年				
12501 津波対策事業基金の推進	津波対策事業基金の創設	100%	継続	継続					市域	○	市) 危機管理課	チ

1-3-1 津波避難場所の確保 (7アクション)

【主な内容】

津波からの避難困難のおそれのある地域については、津波避難タワー・マウンド、津波避難ビルなどを確保し、津波避難場所の空白地域の解消を図る。

また、市街化調整区域の開発許可の運用を見直し、市街化調整区域内の津波避難ビルの立地を許可する。

①アクション名	②目標指標	③ 短中期 の数值 目標	④ 短期 終了時 点	⑤ 中期 終了時 点	⑥目標達成時期				⑦ 対象区域	⑧実施主体 自助・共助 公助 (所管課)	⑨ 法律上 の該当
					H 25年 度まで	短 期 5 年	中 期 10 年	長 期 30 年			
13101 津波避難場所空白地 域の解消	防潮堤整備後の避難困 難のおそれのある地域 人口の津波避難場所の 要避難者カバー率 (人口/避難可能面積 (1人/㎡)) 防潮堤整備後3,200人 分	30%	完了	完了					後・L2 浸水	○ 市) 危機管理課 市) 道路企画課 市) 公園課	ニ
13102 津波避難対策の促進 (津波避難場所(タ ワー・マウンド含 む)の整備)	防潮堤整備後の避難困 難のおそれのある地域 人口の津波避難場所の 確保率 (人口/避難可能面積 (1人/㎡)) 防潮堤整備後3,200人 分	30%	完了	完了					後・L2 浸水	— 市) 危機管理課 市) 公園課	ニ
13103 津波避難ビルの指定	津波避難ビルの指定率 (目標300棟)	90%	継続	継続					推進計画全域	○ 市) 危機管理課	ニ
13104 市民・事業者等によ る津波避難場所整備 の補助制度の推進	津波避難場所整備率 (目標5件)	100%	継続	完了					L2・2m以上	○ 市) 危機管理課	ト
13105 公立保育園の津波避難 場所の確保	保育園4園の確保率 (各2箇所)	100%	完了	完了					推進計画全域	— 市) 幼児教育・保 育課	ニ
13106 自治会集会所整備事 業費補助の推進	補助金交付要綱の制定	100%	完了	完了					L2・2m以上	○ 市) 市民協働・地 域政策課	ト
13107 市街化調整区域内の 津波避難ビルの立地 許可	津波浸水想定区域内に おける津波発生方向か ら半径500m内に生活す る住民等が避難でき る施設の立地許可	100%	継続	継続					L2 浸水	○ 市) 土地政策課	ト

1-3-2 避難路・避難経路の確保 (7アクション)

【主な内容】

地震動や液状化への対策として、津波避難経路の沿道空間における老朽建物・ブロック塀の除去支援、落橋防止対策の推進及び下水道マンホール浮上防止対策の推進により、津波避難場所まで安全にアクセスできる避難路及び避難経路を確保する。

①アクション名	②目標指標	③短中期の数値目標	④短期終了時点	⑤中期終了時点	⑥目標達成時期				⑦対象区域	⑧実施主体 自助・共助 公助(所管課)	⑨法律上の該当
					H25年度まで	短期5年	中期10年	長期30年			
13201 公共土木施設等への津波避難用階段等の設置(国管理：道路：国道1号バイパス)	浜松市内の国道1号(現道、BP含む)における津波避難用階段設置数の割合 対象2箇所	100%	継続	完了					L2 浸水	- 国土交通省	二
13202 橋梁(国管理：道路)の耐震化の推進	浜松市内の国道1号(現道、BP含む)における橋梁耐震化の割合 ・対象20橋：～H27 ・対象18橋：H28～	100%	継続	継続					市域	- 国土交通省	二
13203 落橋防止対策の推進	沿岸部から津波避難場所、内陸部へ通じるルート上にある橋梁の落橋防止対策済みの割合(計画46橋)	100%	完了	完了					L2 浸水	- 市)道路保全課	二
13204 避難路通行障害建築物の撤去促進	耐震性のない建築物(除却、建替えを含む)への補助件数	木造 250件 非木造 50件	継続	継続					L2 浸水	○ 市)建築行政課	二
13205 避難経路(公が管理する道路)沿ブロック塀の除去の促進	ブロック塀撤去への補助件数	50件	完了	完了					L2 浸水	○ 市)建築行政課	二
13206 下水道マンホール浮上防止対策の推進	マンホール浮上診断率(対象2,800箇所) 浮上対策整備率(整備数)は、診断結果より定める	100%	完了	完了					L2 浸水	- 市)下水道工事課	二
13207 夜間避難のための対策(照明等)の推進	夜間照明の整備率(10地域)	100%	完了	完了					後・L2 浸水	- 市)危機管理課	二

1-3-3 避難者の救出・救援 (3アクション)

【主な内容】

津波湛水により津波避難場所に取り残された避難者の救出計画を作成する。

また、公共津波避難ビル^{※48}に非常食の備蓄を推進する。

①アクション名	②目標指標	③短中期の数値目標	④短期終了時点	⑤中期終了時点	⑥目標達成時期				⑦対象区域	⑧実施主体 自助・共助 公助(所管課)	⑨法律上の該当
					H25年度まで	短期5年	中期10年	長期30年			
13301 津波避難場所からの避難者の救出計画	救出計画の策定	100%	完了	完了					L2 浸水	— 市) 危機管理課	チ
13302 津波からの避難生活に必要となる食料・燃料等の備蓄品整備	備蓄品の確保率 (65,000人)	100%	完了	完了					市域	— 市) 危機管理課	チ
13303 公共津波避難ビルにおける非常食等の確保	公共津波避難ビル等への非常食配備率 (30箇所)	100%	継続	継続					L2 浸水	— 市) 危機管理課	チ

※48 公共津波避難ビル：公共施設のうち、津波避難ビル指定を受けている小中学校などの施設

◆基本方針2-1

災害対応の核となる防災拠点施設(区本部等の庁舎施設、消防署、災害拠点病院、外部支援受入拠点、避難所など)の機能を確保する

2-1-1 防災拠点施設の確保 (4アクション)

【主な内容】

津波浸水想定区域内に存在する防災拠点施設については、浸水深を考慮し、津波浸水想定区域外への代替施設の確保などを推進する。

これらの配置の検討にあたっては、発災直後からの避難者・負傷者の流れや市所管施設の機能回復までの施設運営に係るシナリオを検討し、防災拠点機能を継続できる効率的な箇所を検討する。

①アクション名	②目標指標	③短中期の数值目標	④短期終了時点	⑤中期終了時点	⑥目標達成時期				⑦対象区域	⑧実施主体 自助・共助 公助(所管課)	⑨法律上の該当
					H25年度まで	短期5年	中期10年	長期30年			
21101 防災指定施設(避難所等)の見直し	防災指定施設の見直し	100%	完了	完了					市域	- 市) 危機管理課	チ
21102 代替拠点施設の位置付け・確保(南・北行政センター)	代替拠点施設の確保	100%	完了	完了					市域	- 市) 南・北区区振興課	チ
21103 津波浸水域外への南土木整備事務所移転	南土木整備事務所1箇所	100%	完了	完了					市域	- 市) 南土木整備事務所	チ
21104 新設消防出張所へ津波対策関連資機材を集約再配備	津波対策関連資機材の集約率	100%	完了	完了					市域	- 市) 警防課	チ

2-1-2 防災拠点施設の機能維持 (2アクション)

【主な内容】

津波浸水による孤立や2次避難までの間、既存の備蓄などで避難生活を余儀なくされることが想定される。そのため、防災拠点施設における各種備蓄や関係機関との通信手段・機器を確保し、防災資機材などの耐浪性強化を図る。

①アクション名	②目標指標	③短中期の数值目標	④短期終了時点	⑤中期終了時点	⑥目標達成時期				⑦対象区域	⑧実施主体 自助・共助 公助(所管課)	⑨法律上の該当
					H25年度まで	短期5年	中期10年	長期30年			
21201 防災資機材の耐浪性強化(上層階への移設等)(舞阪協働センター)	防災資機材(無線系)の上層階への移設(1箇所)	100%	完了	完了					L2 浸水	市) 西区区振興課	チ
21202 社会福祉施設における停電時(非常用発電機)の対応強化	非常用発電機(可搬型を含む)を整備する施設の数	100%	完了	完了					後・L2 浸水	市) 障害保健福祉課 市) 高齢者福祉課 市) 介護保険課	チ

◆基本方針2-2 防災拠点間をネットワーク化する重要幹線(道路)の機能を確保する



2-2-1 重要幹線(道路)の優先整備・啓開復旧の位置づけ (1アクション)

【主な内容】

国が中部版くしの歯作戦で位置付けている道路啓開路線(STEP1、2、3)、県が指定している緊急輸送路(1次、2次、3次)及び市の防災拠点間を結ぶ重要幹線(道路)を含めて道路啓開の優先順位を国、県及び関係機関と連携して定める。

①アクション名	②目標指標	③短中期の数值目標	④短期終了時点	⑤中期終了時点	⑥目標達成時期				⑦対象区域	⑧実施主体 自助・共助 公助(所管課)	⑨法律上の該当
					H25年度まで	短期5年	中期10年	長期30年			
22101 道路啓開計画の策定	道路啓開計画及び啓開ルート上の優先順位の策定	100%	完了	完了					L2 浸水	国土交通省 県) 道路企画課 市) 道路保全課 市) 危機管理課	チ

2-2-2 重要幹線（道路）の防災機能強化（5アクション）

【主な内容】

緊急輸送路、防災拠点施設間の道路などが、地震動や津波浸水の影響により寸断され、応急活動に大きな影響を及ぼすおそれのある路線について、優先的に耐震化に取り組む。

①アクション名	②目標指標	③短中期の数値目標	④短期終了時点	⑤中期終了時点	⑥目標達成時期				⑦対象区域	自助・共助	⑧実施主体 公助（所管課）	⑨法律上の該当
					H25年度まで	短期5年	中期10年	長期30年				
22201 緊急輸送路等の橋梁（国管理：道路）の耐震化の推進	浜松市内の国道1号（BPのみ）における橋梁耐震化の割合（対象18橋）	100%	継続	継続					市域	-	国土交通省	チ
22202 緊急輸送路の橋梁（市管理）の耐震化の推進	沿岸部へ通じる緊急輸送路に架かる主要な橋梁の耐震化の割合（計画16橋）	63%	継続	継続					市域	-	市）道路保全課	チ
22203 市管理 JR 東海道本線跨線橋の耐震化の推進	J R東海道本線跨線橋の耐震化の割合（計画6橋）	100%	完了	完了					市域	-	市）道路保全課	チ
22204 緊急輸送路等の下水道マンホール浮上防止対策	マンホール浮上診断率（対象200箇所）浮上対策整備率（整備数）は、診断結果より定める	100%	完了	完了					L2 浸水	-	市）下水道工事課	チ
22205 幹線水路の耐震化対策	要対策水路の整備率	30%	完了	完了					後・L2 浸水	-	市）河川課 市）農地整備課	チ

2-3-1 災害対策本部・職員体制の整備 (3アクション)

【主な内容】

市災害対策本部、災害11部^{※49}本部機能、防災拠点施設などの市所管施設の早期機能回復を目指した業務継続計画を策定する。また、業務継続計画に基づく職員訓練の実施やシナリオの作成を通じ、事前対策としての施設・設備の強化や事後対応としての代替手段の確保の可否などを検証する。

①アクション名	②目標指標	③短中期の数値目標	④短期終了時点	⑤中期終了時点	⑥目標達成時期				⑦対象区域	⑧実施主体 自助・共助 公助(所管課)	⑨法律上の該当
					H25年度まで	短期5年	中期10年	長期30年			
23101 業務継続計画(地震・津波対策)全庁版・施設管理者版の策定	業務継続計画策定率 (災害12部局)	100%	完了	完了					市域	- 市)危機管理課	チ
23102 職員の津波注意報・警報時の配備体制の見直し	配備計画の策定 (年1回)	100%	継続	継続					市域	- 市)危機管理課	チ
23103 災害時の対応訓練の実施(津波含む)	本部運営訓練の実施 (年2回)	100%	継続	継続					市域	- 市)危機管理課	チ

2-3-2 外部支援の積極的受入・活用 (1アクション)

【主な内容】

地域防災計画における国・県・関係機関・他都市の支援要請、緊急消防援助隊受援計画、救護所・避難所運営マニュアルなどにおいて、外部支援への依頼事項や受入時の体制を定める。

①アクション名	②目標指標	③短中期の数値目標	④短期終了時点	⑤中期終了時点	⑥目標達成時期				⑦対象区域	⑧実施主体 自助・共助 公助(所管課)	⑨法律上の該当
					H25年度まで	短期5年	中期10年	長期30年			
23201 自衛隊、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊等の受け入れ態勢の整備	受入場所、施設の整備率 (自衛隊16施設、警察10施設、消防6施設)	100%	完了	完了					市域	- 市)危機管理課	チ

※49 災害11部：災害応急対策を円滑に実施するための災害時の市の組織体制。本市の地域防災計画に位置付けられている。

目標3 津波被災からの市民生活の早期再建、産業の維持・継続と発展的復興を可能とする

回復

◆基本方針3-1

生活再建や復旧・復興活動の拠点(オープンスペース)を確保する

復

3-1-1 円滑な災害廃棄物等処理体制の構築 (1アクション)

【主な内容】

大量の災害廃棄物等の発生が予想されるため、仮置き場の確保や他都市と連携した処理体制の構築が必要である。

①アクション名	②目標指標	③短中期の数値目標	④短期終了時点	⑤中期終了時点	⑥目標達成時期				⑦対象区域	⑧実施主体 自助・共助 公助(所管課)	⑨法律上の該当
					H25年度まで	短期5年	中期10年	長期30年			
31101 災害廃棄物等の処理体制の見直し	見直しの進捗率	100%	継続	完了					市域	市) 環境政策課 市) ごみ減量推進課	チ

3-1-2 応急仮設住宅の早期確保 (1アクション)

【主な内容】

応急仮設住宅用地については、外部支援受入拠点、災害廃棄物の仮置き場などの利活用を考慮して市内のオープンスペースなどを確保する。不足する住宅については、借り上げなどにより確保するとともに、関連事業者団体との連携を図る。

①アクション名	②目標指標	③短中期の数値目標	④短期終了時点	⑤中期終了時点	⑥目標達成時期				⑦対象区域	⑧実施主体 自助・共助 公助(所管課)	⑨法律上の該当
					H25年度まで	短期5年	中期10年	長期30年			
31201 応急仮設住宅建設候補地の選定	第4次地震被害想定による応急仮設住宅建設必要戸数に対する計画供給戸数の割合(全19,896戸)	75%	継続	完了					市域	市) 住宅課	チ

3-1-3 遺体への適切な対応 (1アクション)

【主な内容】

広域な死傷者の発生を想定し、安置所の確保や埋火葬など、民間事業者との連携を含めて遺体への適切な対応を行う。

①アクション名	②目標指標	③短中期の数值目標	④短期終了時点	⑤中期終了時点	⑥目標達成時期				⑦対象区域	⑧実施主体 自助・共助 公助(所管課)	⑨法律上の該当
					H25年度まで	短期5年	中期10年	長期30年			
31301 遺体の適切な対応の促進	検視所、安置所について調整完了(全5箇所)	100%	完了	完了					推進計画全域	市) 市民生活課	チ

◆基本方針3-2 生活基盤を早期に復旧する



3-2-1 ライフライン関係機関による早期復旧対策の構築 (2アクション)

【主な内容】

市が所管する下水道施設(処理場、ポンプ場)の津波対策を強化する。
また、ライフライン事業者との連携体制を確立し、災害時における重要公共建築物や防災拠点施設における優先的な電気、ガス、通信などのライフラインの復旧、市街地全体の早期復旧に向けた対策実施を促進する。

①アクション名	②目標指標	③短中期の数值目標	④短期終了時点	⑤中期終了時点	⑥目標達成時期				⑦対象区域	⑧実施主体 自助・共助 公助(所管課)	⑨法律上の該当
					H25年度まで	短期5年	中期10年	長期30年			
32101 下水道施設における津波対策の強化	該当施設の津波対策率(舞阪地区汚水中継ポンプ場3箇所)	100%	継続	継続					後・L2 浸水	市) 下水道工事課	チ
32102 効果的なライフライン情報の収集・提供の確立	ライフラインの情報収集手段や提供体制の構築率	100%	継続	継続					市域	市) 危機管理課	チ

3-2-2 津波湛水の早期解消（5アクション）

【主な内容】

長期の津波湛水を回避するためには、排水関連施設の耐震化・耐水化を実施するとともに、緊急排水のための外部支援要請や排水方法などの手順を定めた緊急排水計画^{※50}を策定する。

①アクション名	②目標指標	③短中期の数値目標	④短期終了時点	⑤中期終了時点	⑥目標達成時期				⑦対象区域	⑧実施主体 自助・共助 公助（所管課）	⑨法律上の該当
					H25年度まで	短期5年	中期10年	長期30年			
32201 農業用施設（排水機場吐水樋門）の耐震診断・耐震補強工事	耐震化率 （全18箇所）	40%	継続	完了					後・L2 浸水	－ 市）農地整備課	チ
32202 農業用施設（排水機場）の耐震化・耐水化	耐震化・耐水化率 （全7箇所）	50%	継続	完了					後・L2 浸水	－ 市）農地整備課	チ
32203 排水機場施設の耐震化・耐水化	要対策施設の整備率	100%	継続	完了					後・L2 浸水	－ 市）河川課 市）下水道工事課	チ
32204 緊急排水計画の策定	緊急排水計画の策定	100%	完了	完了					後・L2 浸水	－ 市）河川課 市）農地整備課	チ
32205 下水道施設の耐震化	西遠浄化センターの水処理に係る12棟のうち耐震化された施設の割合	100%	継続	継続					L2 浸水	－ 市）下水道工事課 市）下水道施設課	チ

※50 緊急排水計画：津波襲来後、市街地内に溜まった海水などを早期に排水するための対応手順を示した計画。

3-2-3 事前復興計画の検討体制の構築（5アクション）

【主な内容】

都市計画マスタープランや防災都市づくり計画と本計画との整合を図り、事前復興計画^{※51}（骨子）を策定する。

また、被災地域の迅速な復旧対策を図るため、事前の地籍調査^{※52}の推進や被災後の復興事業に伴う復興用地の確保などに取組む。

①アクション名	②目標指標	③短中期の数値目標	④短期終了時点	⑤中期終了時点	⑥目標達成時期				⑦対象区域	⑧実施主体		⑨法律上の該当
					H25年度まで	短期5年	中期10年	長期30年		自助・共助	公助（所管課）	
32301 都市計画マスタープランの推進	都市計画区域における都市計画マスタープランの策定進捗率	100%	完了	完了	■	■			市域	—	市) 都市計画課	チ
32302 防災都市づくり計画の推進	都市計画区域における防災都市づくり計画の策定進捗率	100%	継続	継続	■	■	■		市域	—	市) 都市計画課	チ
32303 震災復興のための都市復興基本計画策定の促進	都市計画区域における都市復興基本計画の策定進捗率	100%	完了	完了	■	■			市域	—	市) 都市計画課	チ
32304 被災地域の迅速な復旧対策を図る地籍調査の推進	津波浸水想定区域内の地籍調査実施率（対象範囲 1.5k m ² ）	10%	継続	継続		■	■	■	L2 浸水	—	市) 道路保全課	へ
32305 住宅復興計画（骨子）の策定の促進	住宅復興計画（骨子案）の策定進捗率	100%	完了	完了	■	■			市域	—	市) 住宅課	チ

※51 事前復興計画：被災後の復興に関する行政の意思決定や住民の合意形成を円滑にするために、あらかじめ復興対策の手順や復興まちづくりに関する基本方針を定めた計画。

※52 地籍調査：地区の一筆ごとの所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査。被災前の土地に関する情報をあらかじめ調査整理し、被災後の復興事業や住民の合意形成を円滑にする。

◆基本方針3-3
産業(商工業・農業・水産業)を早期に復旧・再建する



3-3-1 産業(商工業・農業・水産業)の早期復旧 (7アクション)

【主な内容】

産業の継続的発展のため、事業所などの事業継続計画の策定を促進する。

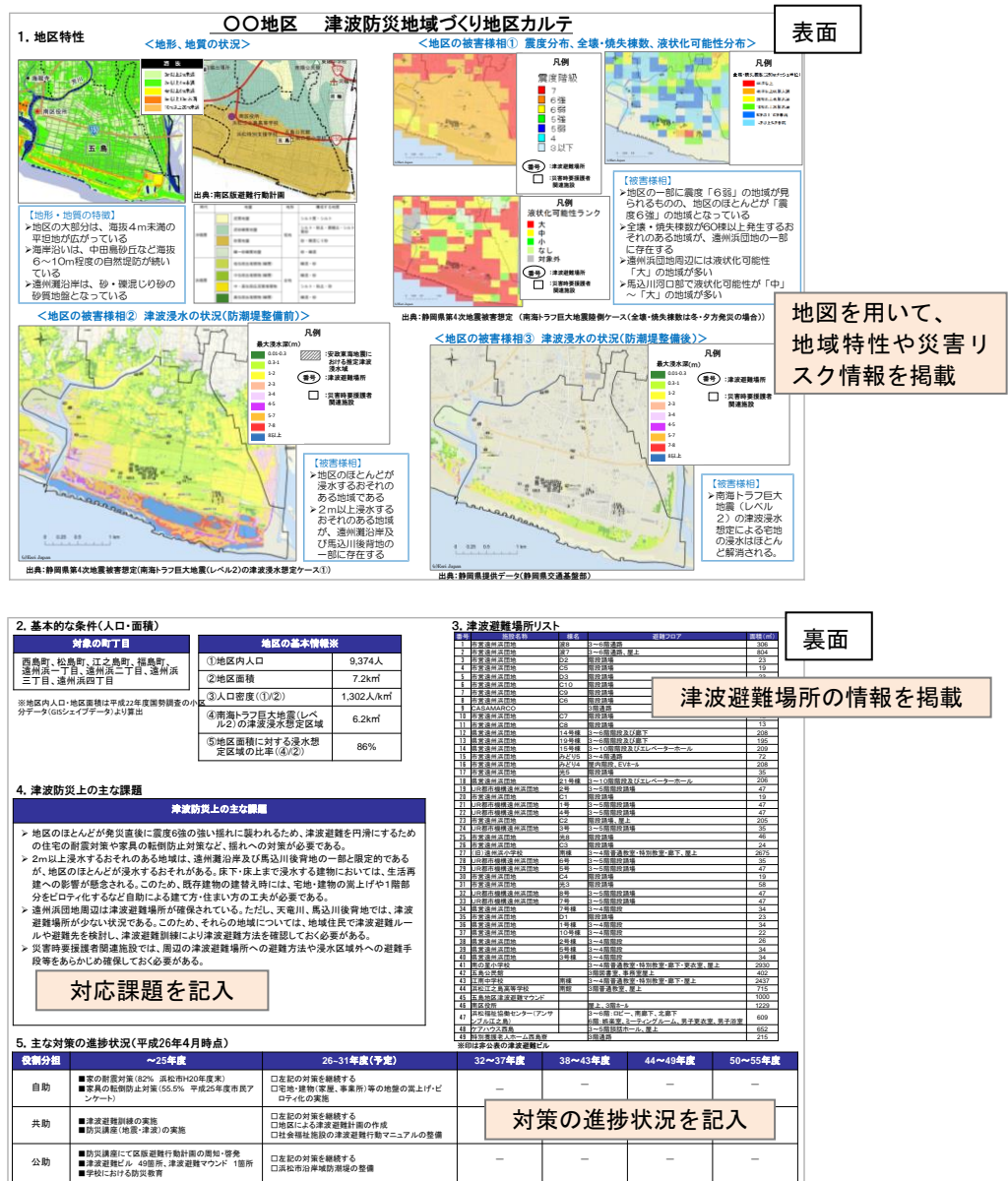
また、被災後の産業(商工業・農業・水産業)の早期復旧が円滑に進むように、あらかじめ復旧・復興の支援策・支援制度を検討する。

①アクション名	②目標指標	③短中期の数値目標	④短期終了時点	⑤中期終了時点	⑥目標達成時期				⑦対象区域	⑧実施主体 自助・共助 公助(所管課)	⑨法律上の該当
					H25年度まで	短期5年	中期10年	長期30年			
33101 事業所等の事業継続計画の策定の促進	事業所の事業継続計画(BCP)の策定に伴うセミナー参加率	100%	継続	継続					市域	○ 市) 産業総務課	ト
33102 事業継続のための地震災害対策を行う企業への立地支援	企業立地件数10件(H30年度までの時限措置)	100%	完了	完了					L2 浸水	○ 市) 企業立地推進課	ト
33103 災害廃棄物等の除去及び除塩計画の策定	復旧計画の策定	100%	継続	継続					L2 浸水	- 市) 農地整備課	チ
33104 土地改良施設管理者の事業継続計画の策定の促進	重要な土地改良施設に係る事業継続計画の策定率(受益面積9,692ha)	100%	完了	完了					L2 浸水	- 市) 農地整備課	ト
33105 災害時の港関係者の連携強化	みなと機能継続計画の策定割合(舞阪漁港)	100%	完了	完了					L2 浸水	- 県) 港湾企画課	チ
33106 農業事業者の復興支援の体制を含む業務継続計画の策定	業務継続計画の策定	100%	継続	完了					推進計画全域	- 市) 農業振興課	ト
33107 水産事業者の復興支援制度の創設	復興支援制度(骨子案)の策定	100%	継続	継続					推進計画全域	- 市) 農業水産課	ト

第8章 津波防災地域づくり地区カルテ

本計画に基づき、遠州灘沿岸、浜名湖周辺の浸水のおそれのある地域について、「津波防災地域づくり地区カルテ」を作成する。この地区カルテは、津波浸水想定を踏まえた地区の課題や対策の進捗などに関する情報を掲載したもので、地域住民に提供し、自助・共助の取組みに役立てることを目的とする。

- ▶ 作成単位は、防潮堤整備前の「南海トラフ巨大地震（レベル2）の津波浸水想定区域」及び「安政東海地震における推定津波浸水域」内に位置する町丁目を対象とした全20地区とする。なお、地区境界となる町丁目については、浸水の状況と周辺の土地利用（住宅市街地の有無など）を考慮して境界を設定している。
- ▶ 地区カルテの提供にあたっては、防災講座や地区の津波避難計画の作成を通じ、地区の課題や対応策について、よりわかり易く周知する。
- ▶ 地区カルテ及び地区の津波避難計画を活用し、地域内で各年齢層や災害時要援護者など多様な方が参加する訓練を開催するなど、地域の自発的な取組みを推進する。



第9章 施策の進捗管理と更新

9-1 定期的な施策の進捗管理

整備率・施策実施率・数値指標(成果指標)による施策の進捗管理を行う。

- 実施施策の関係部局は、施策の実施目標、整備目標などを定めた進捗管理シートを活用し、本計画に位置付けた施策を定量的に進捗管理する。
- 成果指標となる目標値や評価単位については、各事業所管部局にて適宜計画区域内の進捗が抽出・比較できるように様式などを整備する。
- 進捗管理シートは、各事業所管部局において、年に一度の記入、5年ごとに成果指標の点検・評価を行う。

9-2 計画の更新体制

本計画の更新時期として、以下のタイミングで既存の計画を評価し、見直しを行う。

更新時においては、推進計画を評価し、改善を行う。

- 新たな被害想定・シミュレーション結果などの公表時や施策に関する新たな方向性が示された時
- 総合計画(基本構想・基本計画)、実施計画、都市計画マスタープラン、防災関連計画(地域防災計画、アクションプログラム・業務継続計画(BCP)・マニュアル)などの本市における上位・関連計画などの更新・作成時

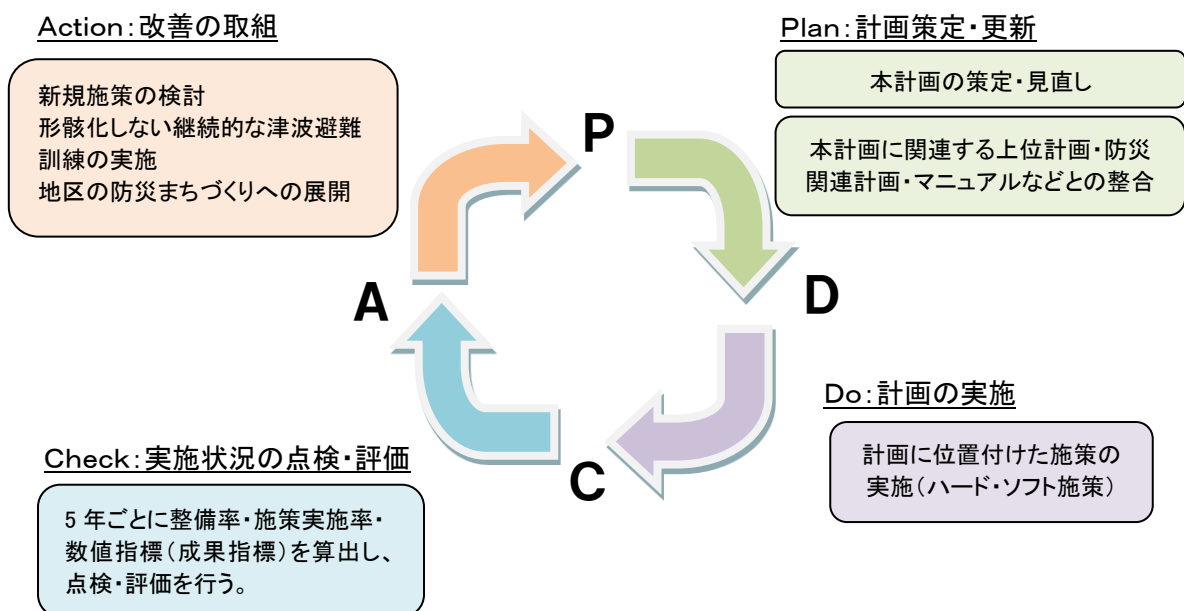


図9-1 本計画のPDCAサイクルのイメージ

策定経緯

浜松市津波防災地域づくり推進協議会などにおける本計画の策定経緯を以下に示す。

開催日	会議名等	主な協議内容等
平成 25 年 9 月 27 日	第 1 回 浜松市津波防災地域づくり推進協議会	○推進計画の策定の目的 ○第 4 次地震被害想定概要 ○沿岸部の特性 ○これまでの市の津波対策 ○検討方法の基本的な考え方 など
平成 25 年 11 月 8 日	第 2 回 浜松市津波防災地域づくり推進協議会	○脆弱性分析結果と課題抽出 ○推進計画の骨子(案) など ※協議会の前に浜松市沿岸域防潮堤や 津波避難タワー・マウンドの現場見 学を実施
平成 26 年 1 月 17 日	第 3 回 浜松市津波防災地域づくり推進協議会	○ハード・ソフトの推進施策案 ○推進計画(素案) など
平成 26 年 2 月 1 日	住民説明会	○推進計画(素案)に関する住民説明 ・推進計画の背景と必要性 ・市民と協同の推進施策 ・参加者：約 650 人、意見数：58
平成 26 年 3 月 17 日	第 4 回 浜松市津波防災地域づくり推進協議会	○推進計画(案)

浜松市津波防災地域づくり推進協議会委員名簿

	所 属 名	役 職 名	氏 名
委員長	明治大学大学院政治経済学研究科	特任教授	中林 一樹
委員	静岡大学防災総合センター	教授	牛山 素行
委員	静岡大学防災総合センター	准教授	原田 賢治
委員	浜松市自主防災隊連合会	副会長	坂田 英夫
委員	浜松市 PTA 連絡協議会	母親委員長	佐藤 明美
委員	国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所	所長	天野 邦彦
委員	静岡県西部危機管理局	局長	西川 久男
委員	静岡県浜松土木事務所	所長	守屋 文雄
委員	健康福祉部	部長	高林 泰秀
委員	産業部	部長	安形 秀幸
委員	都市整備部	部長	河合 勇始
委員	土木部	部長	倉田 清一
委員	中区	区長	大場 篤
委員	西区	区長	飯田 良昭
委員	南区	区長	内藤 春好
委員	北区	区長	内山 良彦
委員	消防局	消防長	牧田 正稔
委員	上下水道部	部長	刑部 勇人
委員	学校教育部	部長	花井 和徳
委員	危機管理監	危機管理監	山名 裕

※協議会の設置期間は平成 25 年 9 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

※役職名は当時のもの

計画の沿革

浜松市津波防災地域づくり推進計画

平成 26 年 4 月策定

時期	内容
令和元年 11 月 一部改訂	上位計画となる浜松市国土強靱化地域計画の策定に伴う修正及び短期期間終了に伴う推進施策の見直し
令和 8 年 3 月 一部改訂	中期期間終了に伴う推進施策の見直し

浜松市津波防災地域づくり推進計画

平成 26 年 4 月 策定

令和元年 11 月 一部改訂

令和 8 年 3 月 一部改訂

浜松市 危機管理課

〒430-8652 浜松市中央区元城町 103 番地の 2

TEL 053-457-2537 FAX 053-457-2530